

第3期枕崎市子ども・子育て支援事業計画

<素案>

令和7年1月

鹿児島県 枕崎市

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	3
2 国の動向	3
(1) こども基本法施行、こども未来戦略・こども大綱等の閣議決定（令和5年）	3
(2) 改正児童福祉法の施行（令和6年4月）	6
(3) 改正子ども・子育て支援法の施行（令和6年10月）	7
(4) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正のポイント	7
3 計画の性格、位置づけ	9
(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画	9
(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画（地域行動計画）	9
(3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画	9
(4) 枕崎市総合振興計画を上位計画とする子ども・子育てに関する基本計画	9
4 計画の期間	10
5 計画の策定体制	10
(1) ニーズ調査の実施	10
(2) 子育て世代の生活状況等に関するアンケート調査の実施	11
(3) パブリック・コメントの実施	11
(4) 子ども・子育て会議の開催	11
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境	13
1 少子化の動向	15
(1) 人口の推移	15
(2) 出生の動向	16
(3) 婚姻、離婚の動向	18
2 世帯の状況	19
(1) 子どものいる世帯の推移	19
(2) 母子世帯、父子世帯数の推移	19
3 就労の状況	20
(1) 女性の労働力率の推移	20
(2) 女性の労働力率の比較	20
4 母子保健に関する状況	21
(1) 妊婦健康診査受診率	21
(2) 低出生体重児の割合（2,500 グラム未満）	21
(3) 乳児（3～4か月児）健康診査受診率	22
(4) 1歳6か月児健康診査受診率	22
(5) 3歳児健康診査受診率	23
(6) 3歳児のむし歯有病者率	23
5 保育サービスの状況	24

(1) 認定こども園の利用状況	24
(2) 幼稚園の利用状況	24
(3) 保育所の利用状況	25
第3章 計画の目指す方向	27
1 めざす姿	29
2 基本理念	29
3 基本的な方針	30
4 計画の体系	31
第4章 施策の展開	33
1 ライフステージに応じた切れ目のない支援	35
(1) 子どもの誕生前から幼児期の支援	35
①妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保	35
②子どもの心身の安らかな発達と育児不安の軽減	37
③地域における子育て支援サービスの充実	40
④保育サービスの充実	42
⑤食育の推進	44
(2) 学童期・思春期の支援	45
①思春期の保健対策の強化と健康教育の促進	45
②小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備	46
③子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	47
④子どもを取り巻く有害環境対策の推進（非行の早期発見と防止）	48
2 配慮等が必要な家庭や子どもへの支援	49
(1) 児童虐待防止対策	49
①育児・児童相談機能の強化	49
②関係機関等との連携	49
③児童虐待防止の意識啓発及び通報先の広報	50
④育児不安を抱える家庭への支援	50
⑤県が行う施策との連携	51
(2) 障害のある子どもへの支援	52
①障害の早期発見の推進	52
②障害児保育の拡充	52
③医療的ケア児に対する支援	52
④学齢障害児の教育の充実	53
⑤障害児の社会参加の促進	53
⑥在宅福祉サービスの充実	53
⑦経済的な支援	54
⑧県が行う施策との連携	55

(3) 配偶者等からの暴力に対する対策	56
①相談機能環境の充実.....	56
②被害者への自立・支援体制の充実	56
(4) 子どもの貧困対策.....	57
①生活の支援	57
②学習の支援	57
③経済的な支援	57
3 安心して子育てできる環境づくり	59
(1) 生活環境の整備.....	59
①良質な住宅の確保.....	59
②良好な居住環境の確保	59
③安全な道路交通環境の整備.....	59
④安心して外出できる環境の整備.....	59
⑤安全・安心まちづくりの推進等	60
(2) 子どもの安全の確保	60
①子どもの交通安全を確保するための活動の推進	60
②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進.....	61
4 ゆとりをもって子育てできるよう保護者に対する支援	62
(1) 地域子育て支援・家庭教育支援	62
①家庭や地域の教育力の向上	62
(2) 職業生活と家庭生活との両立の推進	62
①仕事と子育ての両立のための基盤整備	62
(3) ひとり親家庭に対する支援	63
①就業に関する支援.....	63
②経済的な支援	63
③県が行う施策との連携	64
(4) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	65
①経済的支援の充実	65
②保育所等及び幼稚園への助成	67
5 子どもの権利保障と健やかな育ちの支援.....	68
(1) 子どもの権利に関する理解促進	68
(2) 子どもの意見表明・参加の促進.....	68
(3) 子どもの視点に立った居場所づくり	68
第5章 事業計画.....	69
1 教育・保育の提供区域の設定	71
2 幼児期の学校教育・保育	71
(1) 教育・保育の支給の認定について	71

(2) 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」と「確保の内容」	72
3 保育利用率の目標設定	74
(1) 保育利用率とは	74
(2) 保育利用率の目標値の設定	74
4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策	75
5 産後の休業及び育児休業後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保	75
6 地域子ども・子育て支援事業	76
(1) 利用者支援事業	77
(2) 地域子育て支援拠点事業	79
(3) 妊婦健康診査	80
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	81
(5) 養育支援訪問事業	82
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	83
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	84
(8) 一時預かり事業	85
(9) 延長保育事業	86
(10) 病児・病後児保育事業	87
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	88
(12) 子育て世帯訪問支援事業	90
(13) 妊婦等包括相談支援事業	90
(14) 乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）	91
(15) 産後ケア事業	91
(16) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業	92
(17) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	92
第6章 計画の推進	93
1 計画の推進体制	95
2 進捗状況の管理	95
資料編	97
1 枕崎市子ども・子育て会議条例	99
2 枕崎市子ども・子育て会議委員名簿	101

※所管課名については、令和7年4月時点の課名を表記しています。

第1章

計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化の進行、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、子どものいじめや自殺の増加など、子どもを取り巻く諸問題を背景に、令和5（2023）年4月、こども政策を我が国社会のまんなかに据え、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、強い司令塔機能を有し、子どもの最善の利益を第一に考え、常に子どもの視点に立った政策を推進する新たな行政機関として、こども家庭庁が発足されるとともに、こども基本法が施行されました。また、同年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」、すべての子どもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上を目的とする「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」、子ども・若者の視点に立った居場所づくりを推進する「子どもの居場所づくりに関する指針」、すべての子ども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目ない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進していくための総合的な対策を推進する「こども未来戦略」が閣議決定されました。

枕崎市（以下「本市」という。）においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するため、事業の需要見込みに基づく提供体制の確保、実施時期等を定めた「第2期枕崎市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定し、教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量をともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての理解や協力意識を高め、それぞれが協働しながら各自の役割を果たしていくまちづくりを推進しています。

この度、「第2期枕崎市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で終了することから、国の動向や本市におけるこれまでの取組の成果と課題、市民のニーズ等を踏まえ、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「第3期枕崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 国の動向

（1）こども基本法施行、こども未来戦略・こども大綱等の閣議決定（令和5年）

►こども基本法・・・・・・・・・・・・・・・・

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行。

►こども未来戦略・・・・・・・・・・・・

若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、令和5年12月に「こども未来戦略」を策定。「こども未来戦略」では以下の戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す。

- 若者・子育て世代の所得を増やす
- 社会全体の構造や意識を変える
- すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

►こども大綱・・・・・・・・・・・・

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を令和5年12月22日に閣議決定。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

〈こども大綱に示された重要事項等〉

①ライフステージを通した重要事項

ア こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

- こども基本法の周知、子どもの教育、養育の場における子どもの権利に関する理解促進 等

イ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

- こどもまんなかまちづくり

- こども・若者が活躍できる機会づくり

- こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

ウ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

- プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等

- 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

エ こどもの貧困対策

- 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援

オ 障害児支援・医療的ケア児等への支援

- 地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等

カ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

- 児童虐待防止対策等の更なる強化
 - 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
 - ヤングケアラーへの支援
- キ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
- こども・若者の自殺対策
 - こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
 - こども・若者の性犯罪・性暴力対策
 - 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
 - 非行防止と自立支援

②ライフステージ別の重要事項

- ア こどもの誕生前から幼児期まで
- 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
 - こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- イ 学童期・思春期
- こどもが安心して過ごすことのできる居場所づくり
 - 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ウ 青年期
- 就労支援、雇用と経済的基盤の安定
 - 結婚を希望する方への支援
 - 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

③子育て当事者への支援に関する重要な事項

- ア 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- イ 地域子育て支援、家庭教育支援
- ウ 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- エ ひとり親家庭への支援

④こども施策を推進するために必要な事項

- ア こども・若者の社会参画・意見反映
- イ こども施策の共通の基盤となる取組

▶**幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン**・・・・・・・・・・・・

こども家庭審議会で幼児期までのこどもの育ちについて着目した議論がされ、共有したい理念や基本的な考え方がまとめられて令和5年12月22日に閣議決定。

<こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン>

- ①こどもの権利と尊厳を守る
- ②「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

- ③「子どもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
- ④保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
- ⑤子どもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

►子どもの居場所づくりに関する指針・・・・・・・・・・・・

「子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、「子ども家庭庁は子どもが安心して過ごすことができる場の整備に関する事務を所掌し、政府の取組を中心的に担うこと、「子どもの居場所づくりに関する指針」を閣議決定し、これに基づき強力に推進」することが定められました。

これを踏まえ、子ども家庭庁の発足を待たずして、国では「子どもの居場所づくりに関する調査研究」を実施し、令和5年4月21日には、内閣総理大臣から子ども家庭審議会に対し、子ども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）第7条第1項に基づき、「子ども大綱」の案の作成に向けた今後5年程度を見据えた子ども施策の基本的な方針及び重要事項等の検討とあわせて、「子どもの居場所づくりに関する指針」の案の策定に向けた具体的な事項の検討が諮問され、令和5年12月22日に閣議決定。

＜4つの基本的な視点＞

- ①ふやす ~多様な子どもの居場所がつくられる~
- ②つなぐ ~子どもが居場所につながる~
- ③みがく ~子どもにとって、より良い居場所となる~
- ④ふりかえる ~子どもの居場所づくりを検証する~

＜各視点に共通する事項＞

●子どもの声を聴き、子どもの視点に立ち、子どもとともにつくる居場所

子ども・若者の声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」という子ども・若者の視点に立ち、子ども・若者とともに居場所づくりを進めることが重要

●子どもの権利の擁護

子ども基本法等を踏まえ、子どもの権利について理解し守っていくとともに、子ども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要

●官民の連携・協働

居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

(2) 改正児童福祉法の施行（令和6年4月）

＜改正の趣旨＞

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

＜改正の概要＞

- ①子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
- ②一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
- ③社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
- ④児童の意見聴取等の仕組みの整備
- ⑤一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
- ⑥子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上
- ⑦児童をわいせつ行為から守る環境整備

（3）改正子ども・子育て支援法の施行（令和6年10月）

＜改正の趣旨＞

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

＜改正の概要＞

- ①「加速化プラン」において実施する具体的な施策
 - ア ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化
 - イ 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
 - ウ 共働き・共育ての推進
- ②子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設
- ③子ども・子育て支援金制度の創設

（4）子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正のポイント

＜改正の趣旨＞

「児童福祉法等の一部を改正する法律」の改正において、市町村における児童福祉及び母子保健に関する包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が定められた。

当該児童福祉法の改正等を踏まえ、関係する基本指針の規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備を行う。

＜改正の概要＞

- ①家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及びの利用勧奨・措置に関する事

項の追加

→基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。

②こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

→市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。

③子どもの権利擁護に関する事項の追加

→都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援や子ども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。

④その他所要の改正

→基本指針に規定している計画の更新等を踏まえ所要の改正を行う。

■家庭支援事業の新設及び拡充

新設	子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援） ・要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む） ・訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。 例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言等
	児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援） ・養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象 ・児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。 例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等
	親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援） ・要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象 ・親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。 例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等
拡充	子育て短期支援事業 ・保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。 ・専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。
	一時預かり事業 ・子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用等）での利用が可能である旨を明確化する。

3 計画の性格、位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法第61条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画（地域行動計画）

令和6年5月に次世代育成支援対策推進法が改正され、有効期限が令和17年3月31日までに再延長されました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなります、策定は任意となります。

そのため、本市では、可能な限り次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることとします。また、安心して妊娠・出産・育児ができ、親と子の心とからだの健康づくりを社会全体で支援するための環境整備をめざす「母子保健計画」については、その対象が次世代育成支援行動計画と重なることから、この計画には母子保健計画を包含したものとします。さらに、「新・放課後子ども総合プラン」に関する計画についても、包括的に盛り込むこととします。

(3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画

令和元年6月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正により、市町村に對して貧困対策計画を策定する努力義務が課されました。貧困の状況にある子どもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について、必要な施策を展開していくため、本計画を「枕崎市子どもの貧困対策推進計画」としても位置づけることとします。

(4) 枕崎市総合振興計画を上位計画とする子ども・子育てに関する基本計画

本計画は、本市のまちづくりの基本となる「枕崎市総合振興計画」及び「枕崎市地域福祉計画」を上位計画とし、障害児福祉計画等の他の関連する計画と整合性を持たせた、本市の子ども・子育てに関する基本計画として策定します。

4 計画の期間

本計画は「子ども・子育て支援法」に則し、令和7年度から令和11年度までの5年を一期とする計画とします。

但し、本市の保育ニーズや子ども・子育てを取り巻く環境や社会情勢等の大きな変化等により必要に応じて見直しを図るものとします。

令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
第2期		第3期子ども・子育て支援事業計画					第4期	

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子育てニーズ等を把握するための各種アンケートやパブリック・コメントを実施し、市民の意向を可能な限り反映させるよう努めました。また保健・福祉行政の総合的な推進や他計画との整合等の観点から庁内関係課で審議・検討を行うほか、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく「枕崎市子ども・子育て会議」における計画内容の審議を経て策定しました。

(1) ニーズ調査の実施

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向を把握するため、国 の基本指針に基づき実施した調査です。

調査概要			
調査対象	枕崎市在住の就学前児童（0～6歳）の保護者		
調査方法	幼稚園・保育所・認定こども園を通じた配布・回収、及び郵送方式による配布・回収		
調査時期	令和6年4月～5月		
回収結果	配布件数 385件	回収件数 295件	回収率 76.6%

(2) 子育て世代の生活状況等に関するアンケート調査の実施

子どもの生活環境や家庭の状況を把握するため実施した調査です。

調査概要			
調査対象	枕崎市在住の小学生及び中学生の保護者		
調査方法	小学校及び中学校を通じた配布・回収、及び郵送方式による配布・回収		
調査時期	令和6年4月～5月		
回収結果	配布件数	回収件数	回収率
	954件	681件	71.4%

(3) パブリック・コメントの実施

本計画の策定にあたり、市民の意見を反映するため、本市ホームページ等に令和7年1月21日から令和7年2月19日まで計画（案）を掲載し、パブリック・コメントを実施しました。

(4) 子ども・子育て会議の開催

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく「枕崎市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）において、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

「こども計画」策定に関する本市の考え方

都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。こども計画は、こども大綱を勘案し、自治体における施策や地域資源、こどもや子育て当事者等の意見を反映し作成するものです。地域が抱える課題やそのほかこども施策を取り巻く状況はさまざまであるため、状況に応じた目的設定をすることが期待されています。それぞれの自治体が、こども大綱を勘案したこども計画を策定することで「こどもまんなか社会」の実現につながります。

○各法令等に基づくこどもに関する計画等を一体のものとして作成することができます。

- ◆ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県/市町村子ども・若者計画
- ◆ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県/市町村計画
- ◆ 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県/市町村行動計画
- ◆ 子ども・子育て支援法に基づく都道府県/市町村子ども・子育て支援事業計画 等

○関連計画等を一体的に作成することにより以下が期待されます。

- ★ こども施策に全体として横串を刺すこと
- ★ 住民にとってわかりやすいものとなること
- ★ 自治体行政の事務負担の軽減

地域の実情に応じて個別に計画を作成し、それらを相互に関連計画として位置付け、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図ることで、それらの計画を自治体こども計画と位置付けることも可能。

本市においては、「こども大綱」をはじめ、「子どもの居場所づくりに関する指針」及び「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」を勘案し、こども計画に盛り込むべき事項の一部を含むものとして「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、子どもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取する取組を検討し、こども計画策定(時期未定)の際にニーズをより的確に踏まえた実効性の計画が策定できるよう準備を進めています。

第2章

子ども・子育てを取り巻く環境

1 少子化の動向

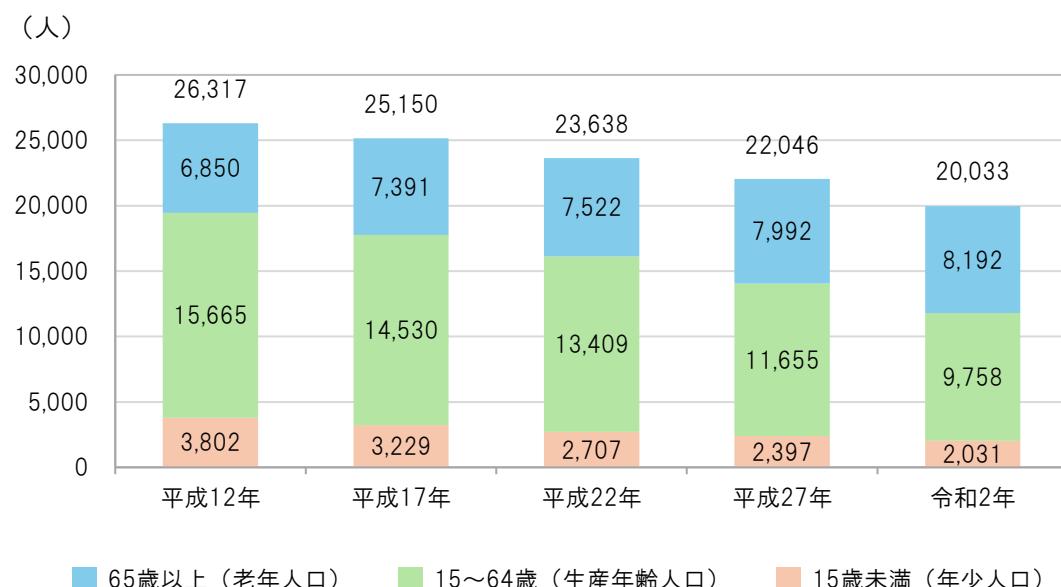
(1) 人口の推移

令和2年国勢調査結果による本市の総人口は20,033人となっており、このうち、15歳未満の年少人口は2,031人、総人口の10.1%となっています。

総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は、平成12年からの20年間で4.3ポイント減少しています。一方で65歳以上の老人人口の割合は14.9ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。

【人口の推移（年齢3区分）】

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	26,317	25,150	23,638	22,046	20,033
15歳未満 (年少人口)	3,802	3,229	2,707	2,397	2,031
15～64歳 (生産年齢人口)	15,665	14,530	13,409	11,655	9,758
65歳以上 (老人人口)	6,850	7,391	7,522	7,992	8,192



※総人口は「不詳」を含むため、3区分を合計しても総人口に一致しない場合があります

資料：国勢調査（総務省統計局）

(2) 出生の動向

本市の出生数は、令和4年は73人となっており、平成30年と比較すると33人減少しています。人口千人あたりの出生率をみると、県及び全国より低い水準で推移しており、令和4年は3.9となっています。

また、1人の女性が生涯に生む子どもの数を表す合計特殊出生率（15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの）は、平成30年から令和4年は1.57となっており、平成25年から29年と比較すると減少しており、県平均を下回っています。県より低い水準で推移し、少子化傾向が続いている。

【出生数及び出生率の推移】

枕崎市		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
区分	出生数（人）	106	105	80	99	73
区分	出生率（人/人口千対）	5.1	5.1	4.1	5.1	3.9

鹿児島県		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
区分	出生数（人）	12,956	11,977	11,638	11,618	10,540
区分	出生率（人/人口千対）	8.1	7.5	7.4	7.4	6.8

全国		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
区分	出生数（人）	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759
区分	出生率（人/人口千対）	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3

資料：人口動態統計（鹿児島県）

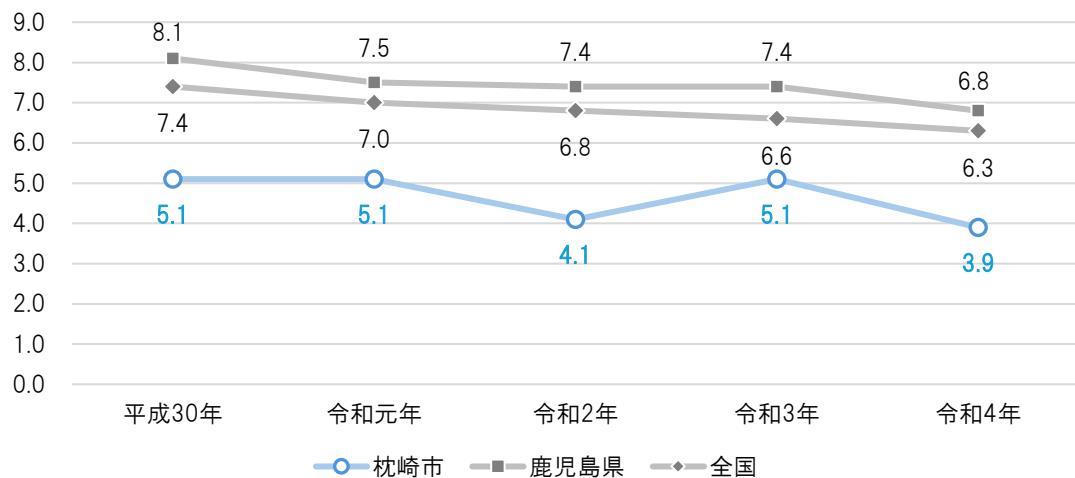
【合計特殊出生率の推移】

区分	平成15年～平成19年	平成20年～平成24年	平成25年～平成29年	平成30年～令和4年
枕崎市	1.49	1.59	1.63	1.57
鹿児島県	1.52	1.62	1.68	1.62
全国	1.31	1.38	1.43	1.33

資料：人口動態保健所・市区町村別統計（厚生労働省）

【出生率の推移】

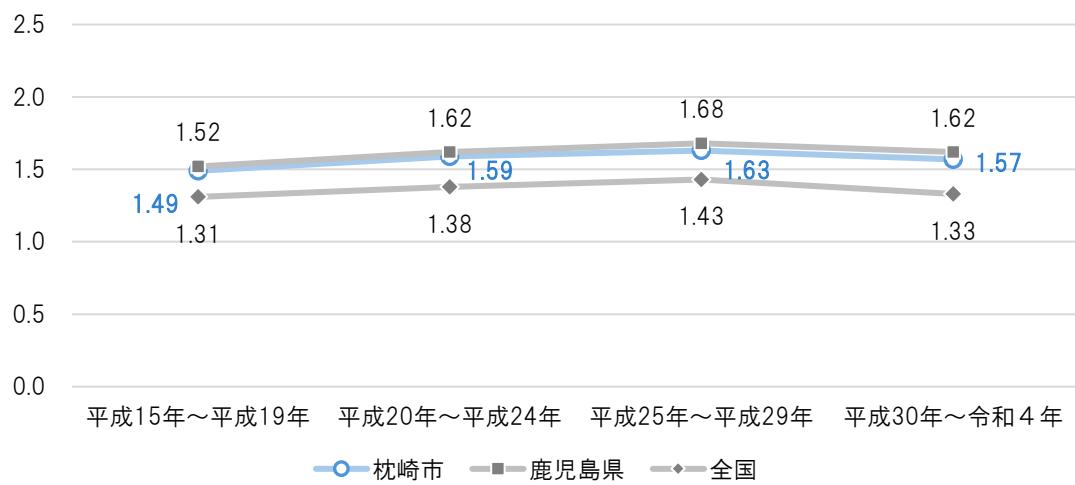
(人口千対)



資料：人口動態統計（鹿児島県）

【合計特殊出生率の推移】

(人口千対)



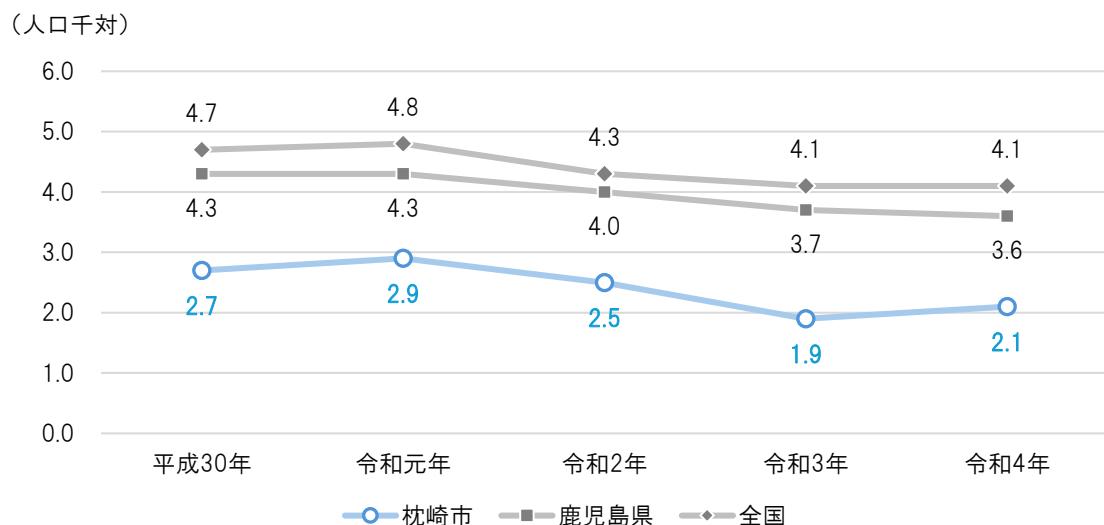
資料：人口動態保健所・市区町村別統計（厚生労働省）

(3) 婚姻、離婚の動向

婚姻率は、令和4年は2.1となっており、令和3年と比較すると増加しているものの減少傾向で推移しています。

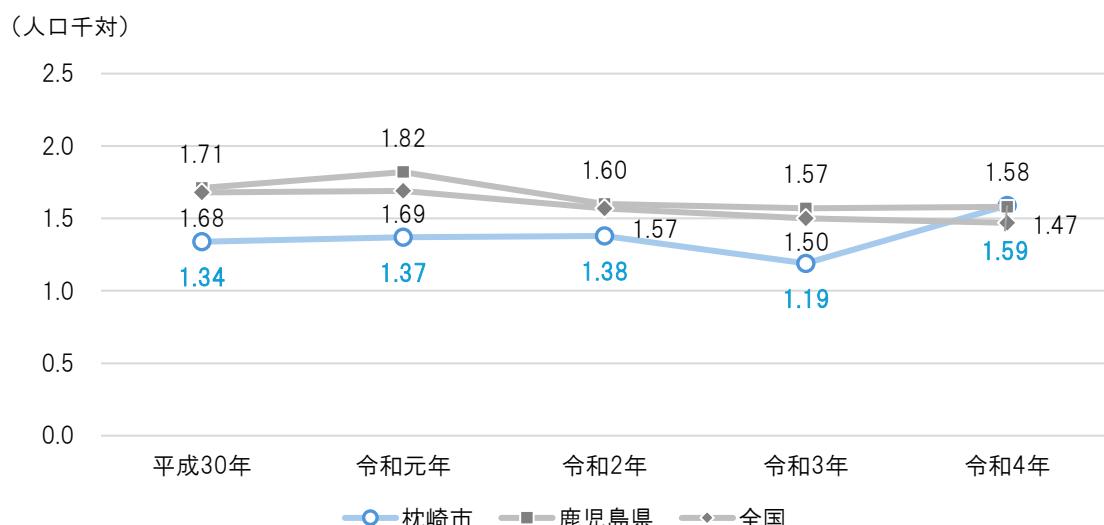
離婚率は、ほぼ横ばいで推移していましたが、令和4年は増加し1.59となっています。

【婚姻率の推移】



資料：人口動態統計（鹿児島県）

【離婚率の推移】



資料：人口動態統計（鹿児島県）

2 世帯の状況

(1) 子どものいる世帯の推移

6歳未満の子どものいる世帯は、令和2年は496世帯で、平成27年と比較して107世帯減少しています。また、18歳未満の子どもがいる世帯数については、平成27年と比較して301世帯減少して1,336世帯となっています。

【子どものいる世帯数の推移】

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	10,576	10,663	10,413	10,021	9,428
6歳未満の子どもがいる世帯数	925	820	677	603	496
18歳未満の子どもがいる世帯数	2,630	2,243	1,901	1,637	1,336

資料：国勢調査（総務省統計局）

(2) 母子世帯、父子世帯数の推移

母子世帯は、令和2年は145世帯となっており、平成27年と比較して12世帯減少しているものの18歳未満の子どもがいる世帯に対する割合は10.9%と上昇しています。

父子世帯については、3世帯減少し15世帯となっており、18歳未満の子どもがいる世帯に対する世帯の割合は1.1%となっています。

【母子・父子世帯数の推移】

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
18歳未満の子どもがいる世帯数	2,630	2,243	1,901	1,637	1,336
母子世帯数	127	160	167	157	145
	4.8%	7.1%	8.8%	9.6%	10.9%
父子世帯数	16	17	16	18	15
	0.6%	0.8%	0.8%	1.1%	1.1%

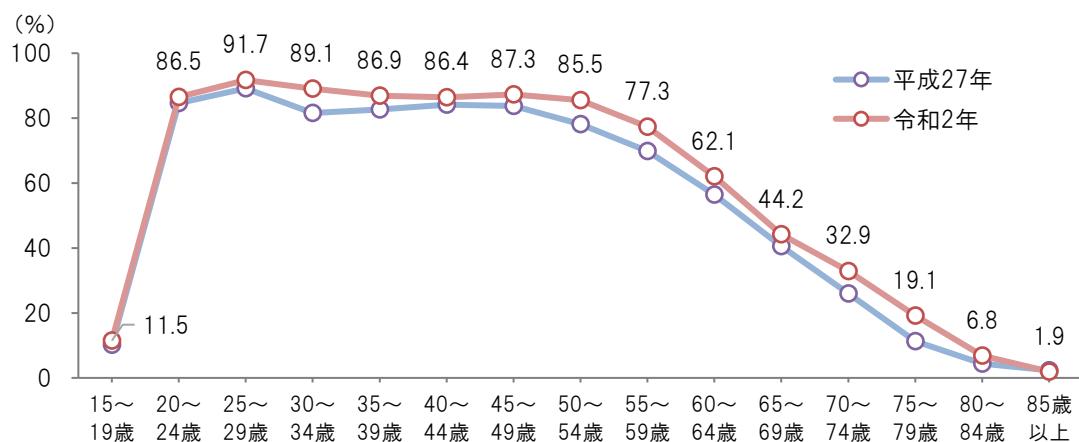
資料：国勢調査（総務省統計局）

3 就労の状況

(1) 女性の労働力率の推移

女性の労働力率をみると、平成27年と比較して、M字型カーブが浅くなっています。子育て世代の女性の労働力率は増加しています。またその他の年代においても上昇しています。

【女性の労働力率の推移】



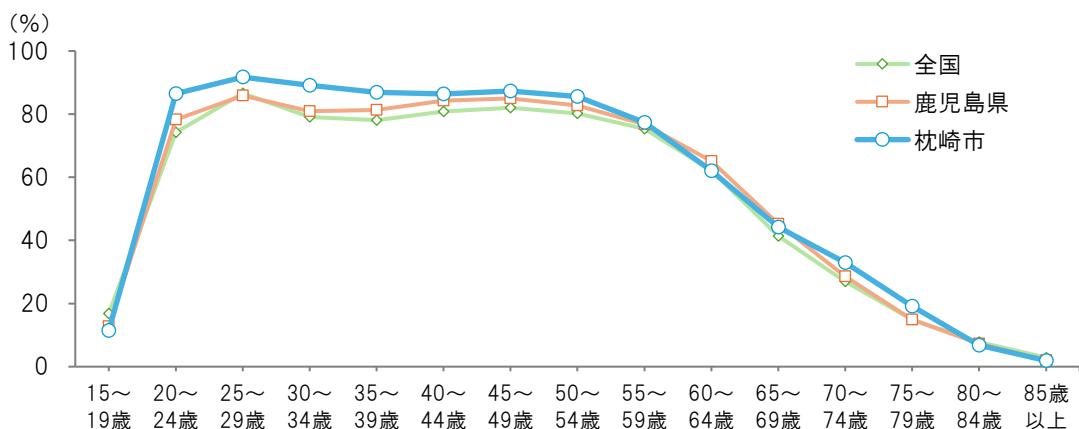
資料：国勢調査（総務省統計局）

※女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。

(2) 女性の労働力率の比較

女性の労働力率を国や県と比較すると、20歳代から30歳代の労働力率が高くなっています。

【女性の労働力率の比較（令和2年）】

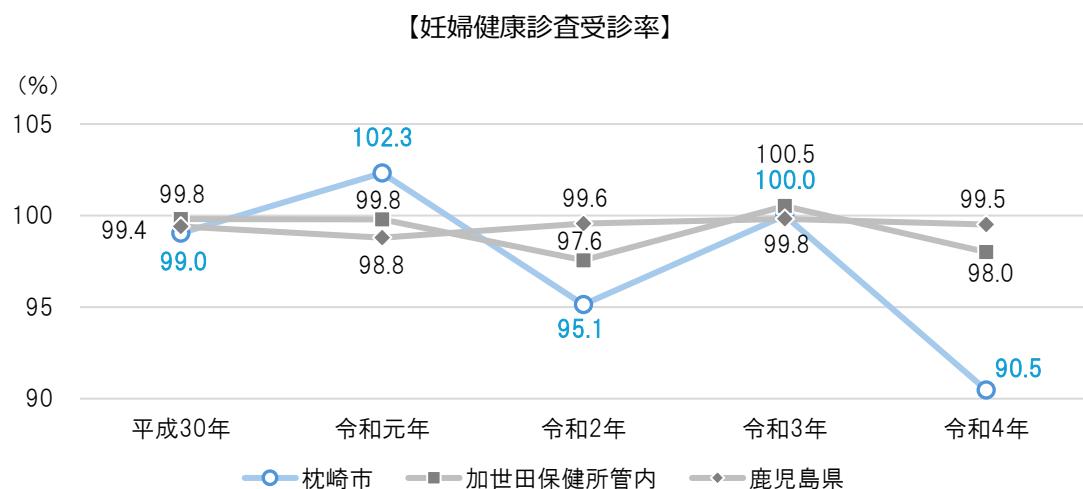


資料：国勢調査（総務省統計局）

4 母子保健に関する状況

(1) 妊婦健康診査受診率

妊婦健康診査受診率は、令和4年は90.5%となっており、加世田保健所管内及び県より低い水準となっています。

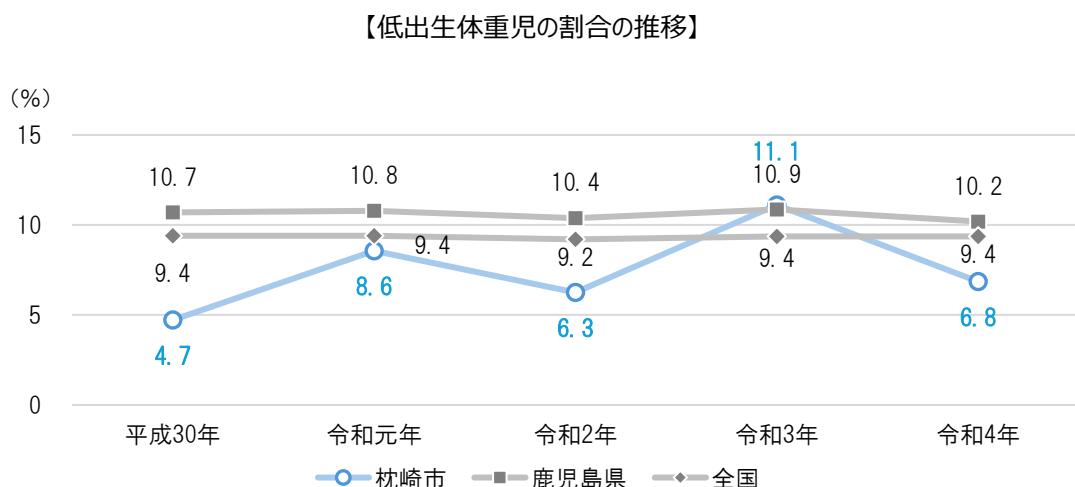


※基準日以降に生じる出生や転入等の対象者数の変動により、対象者数を超える受診者数となり、実績が100%を超える場合があります。

資料：鹿児島県の母子保健

(2) 低出生体重児の割合（2,500グラム未満）

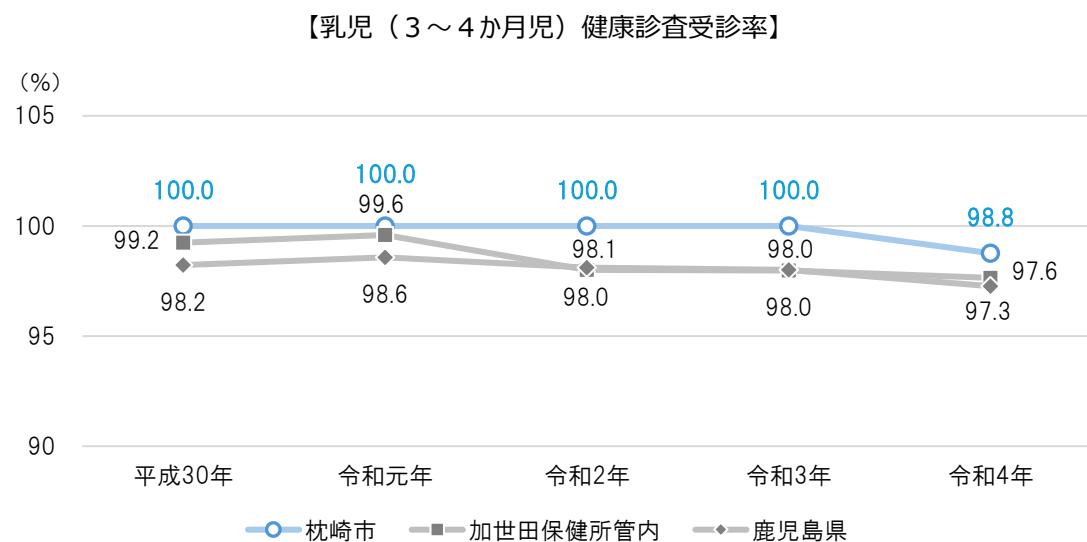
低出生体重児の割合は、令和4年は6.8%となっており、加世田保健所管内及び県より低い水準となっています。



資料：人口動態統計（厚生労働省）

(3) 乳児（3～4か月児）健康診査受診率

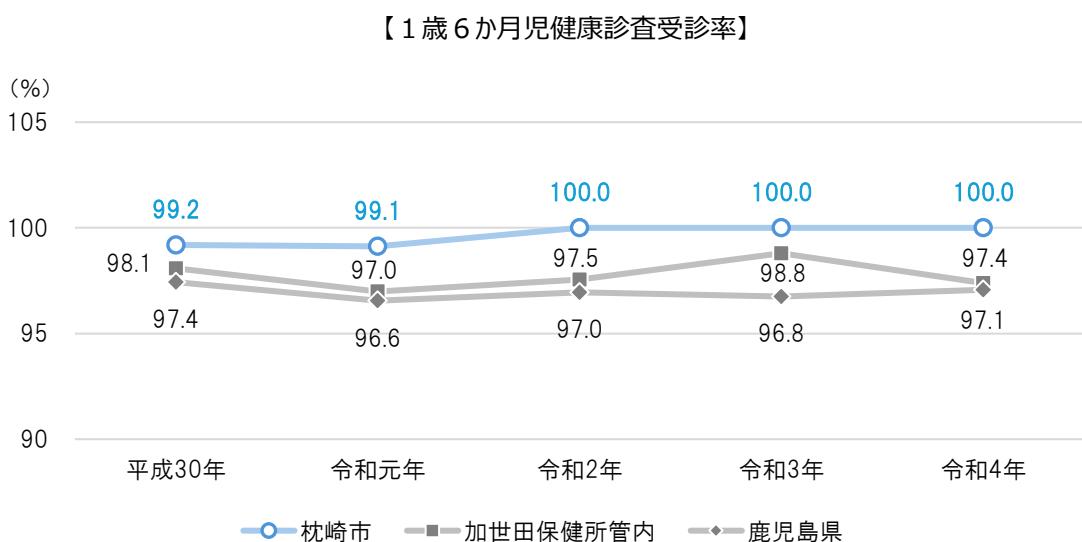
乳児（3～4か月児）健康診査受診率は、令和4年は98.8%となっており、加世田保健所管内や県より高い水準となっています。



資料：鹿児島県の母子保健

(4) 1歳6か月児健康診査受診率

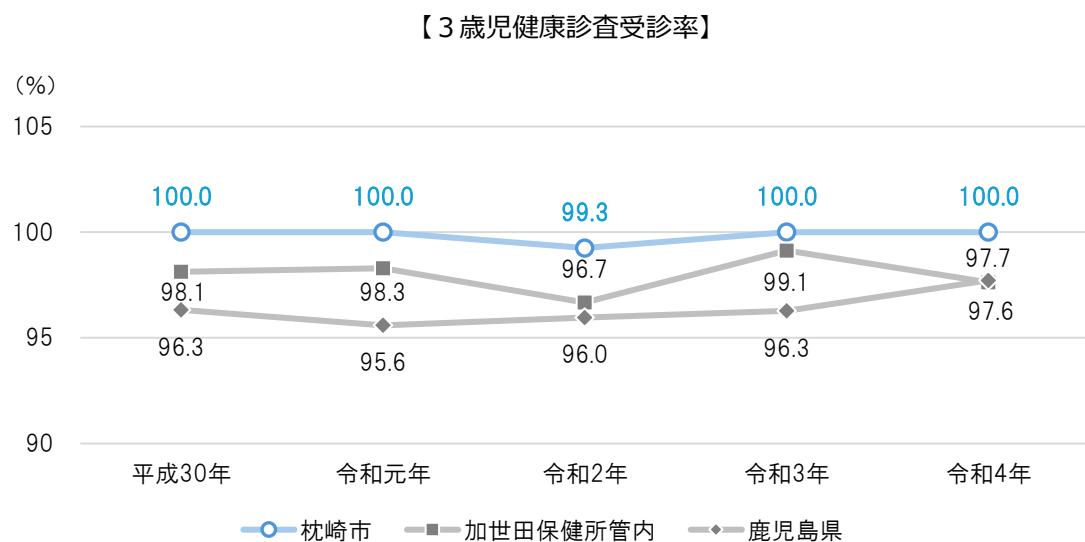
1歳6か月児健康診査受診率は、令和4年は100%となっており、加世田保健所管内や県より高い水準となっています。



資料：鹿児島県の母子保健

(5) 3歳児健康診査受診率

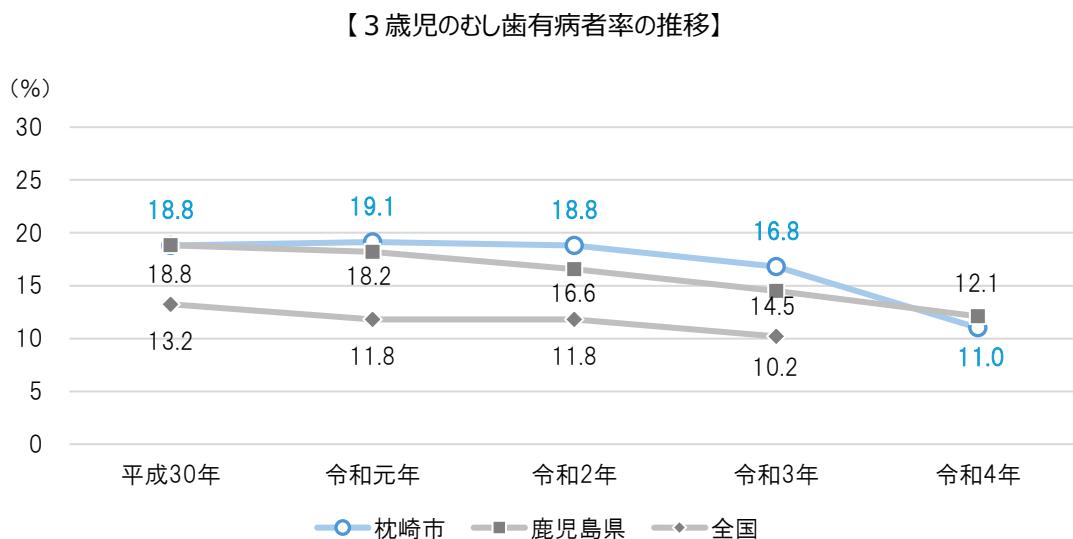
3歳児健康診査受診率は、令和4年は100%となっており、加世田保健所管内や県より高い水準となっています。



資料：鹿児島県の母子保健

(6) 3歳児のむし歯有病者率

3歳児のむし歯有病者率は、低下傾向にあり、令和4年は11.0%と県の水準を下回っています。



※令和4年度の全国値は、地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）が公表されていないため未掲載
資料：鹿児島県の母子保健

5 保育サービスの状況

(1) 認定こども園の利用状況

認定こども園は2か所あり、令和5年度の定員数は180人で、利用者数は166人となっています。

【認定こども園の利用者数の推移】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1号	3～5歳	19人	15人	17人	13人	16人
2号	3～5歳	108人	117人	106人	90人	81人
3号	0歳	16人	19人	21人	23人	17人
	1歳	29人	20人	25人	20人	31人
	2歳	32人	28人	21人	25人	21人
計		204人	199人	190人	171人	166人
施設数		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【各施設の利用定員】

		立神海の風 こども園	べっぴ里山 こども園	認定区分別 定員
1号	3～5歳	10人	10人	20人
2号	3～5歳	70人	35人	105人
3号	0歳	5人	5人	10人
	1歳	10人	10人	20人
	2歳	15人	10人	25人
施設定員		110人	70人	180人

(2) 幼稚園の利用状況

幼稚園は2か所あり、令和5年度の定員数は240人で、利用者数は75人となっています。

【幼稚園の利用者数の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入園者数	124人	114人	103人	88人	75人
施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【利用定員】

	枕崎幼稚園	長野幼稚園	計
定員数	120人	120人	240人

(3) 保育所の利用状況

認可保育所は5か所あり、令和5年度の定員数は310人で、利用者数は275人となっています。

【認可保育所の利用者数の推移】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2号	3～5歳	169人	171人	188人	181人	171人
3号	0歳	33人	41人	27人	36人	24人
	1歳	60人	38人	48人	32人	42人
	2歳	54人	65人	43人	50人	38人
計		316人	315人	306人	299人	275人
施設数		5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

【各施設の利用定員】

		まくらざき保育園	妙見保育園	火の神保育園	富士保育園	第2ふじ保育園	認定区分別定員
2号	3～5歳	40人	50人	26人	27人	30人	173人
3号	0歳	10人	5人	8人	3人	8人	34人
	1歳	10人	15人	8人	7人	10人	50人
	2歳	10人	15人	8人	8人	12人	53人
施設定員		70人	85人	50人	45人	60人	310人

第3章

計画の目指す方向

1 めざす姿

子育て家庭の生活形態、就労形態の変化などにより、子育てに関するニーズが多様化しています。また、地域における人間関係の希薄化、少子化に伴う子ども同士のふれあいの機会の減少などにより、家庭や地域において子育てに対する不安を抱えている保護者も少なくありません。

このような状況の中では、保護者が子育てについての第一義的責任をもつということを基本的な認識として維持しながらも、行政だけでなく家庭や地域、関係機関、職場など子どもと子育て家庭を取り巻く社会全体が一体となり、子育てについて理解を深め、互いに連携しながら安心して子育ての出来る環境を整えること、また、未来をになう子どもたちが、枕崎市の恵まれた自然や歴史・文化の中で幸せを感じながら成長できる環境をつくっていくことが必要です。

本計画では、これまでの事業計画で目指してきた「社会全体で取り組む子育て支援」の方針を継承し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と関係機関との連携・共有を図り、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を図るため、次の基本理念を定めます。

2 基本理念

第1期及び第2期計画では以下の3つを基本理念として、親と子が健やかに暮らすことのできる社会を目指し、施策の展開を行ってきました。

本計画においても、第1期及び第2期計画の理念を継承し、子どもの健やかな成長・発達を市全体で支援する取組の更なる充実を目指します。

基本理念

未来を担う子どもたちが明るく健やかに成長できる

子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを生み育てることができる

子どもを育てている人が子育てに伴う喜びを実感できる

3 基本的な方針

本計画においては、子ども大綱の考え方を踏まえて、以下を基本的な方針として子ども施策を推進します。

①子どもを権利の主体とし、多様な個性を尊重し、最善の利益を図ります。

未来を担う子どもは、自立した個人として権利を持っています。彼らの権利を保障し、個性を尊重しながら差別等から守り、最善の施策を推進します。

②子どもや子育て当事者の視点を尊重し、対話しながら進めます。

子どもの意見を尊重します。意見を表明することに消極的、表明が困難な子どもに配慮し、子どもや育児当事者が安心して意見を述べる場所を提供し、対話しながら社会課題を解決します。

③子どもや子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく、十分に支援します。

乳幼児期、学童期、思春期に至るまで、特定の年齢で途切れることなく教育や保健・医療、福祉などの必要な支援を行い、子どもと育児当事者を支えます。

④成育環境を整えすべての子どもが幸せに成長できるようにします。

貧困や格差のない環境を確保し、すべての子どもが幸せな状態で成長できる基盤を作ります。

⑤関係省庁や、民間団体などとの連携を重視します。

子ども家庭庁をはじめ公共団体、民間団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、子ども施策を推進します。

また、子育てへの支援に取り組む団体や企業、地域で活動する者など、子どもに関わる様々な関係者と協力し、これらの共助を支えます。

4 計画の体系

基本理念	未来を担う子どもたちが明るく健やかに成長できる 子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを生み育てることができる 子どもを育てている人が子育てに伴う喜びを実感できる		
基本施策	1	ライフステージに応じた切れ目のない支援	(1) 子どもの誕生前から幼児期の支援 (2) 学童期・思春期の支援
	2	配慮等が必要な家庭や子どもへの支援	(1) 児童虐待防止対策 (2) 障害のある子どもへの支援 (3) 配偶者等からの暴力に対する対策 (4) 子どもの貧困対策
	3	安心して子育てできる環境づくり	(1) 生活環境の整備 (2) 子どもの安全の確保
	4	ゆとりをもって子育てできるよう保護者に対する支援	(1) 地域子育て支援・家庭教育支援 (2) 職業生活と家庭生活との両立の推進 (3) ひとり親家庭に対する支援 (4) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
	5	子どもの権利保障と健やかな育ちの支援	(1) 子どもの権利に関する理解促進 (2) 子どもの意見表明・参加の促進 (3) 子どもの視点に立った居場所づくり
	学校教育・保育の量の見込みと確保方策		
	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策		

第4章

施策の展開

1 ライフステージに応じた切れ目のない支援

(1) 子どもの誕生前から幼児期の支援

①妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

妊婦等包括相談支援事業	健康・こども課
妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ります。	
妊婦に対する分娩取扱施設への交通費及び宿泊費の支援	健康・こども課
妊婦に対し、出産時に分娩取扱施設までの移動にかかる交通費及び宿泊費の助成を行います。	
妊娠届出時の健康相談の充実	健康・こども課
妊娠届出時（母子健康手帳交付時）に、妊婦が安全な妊娠、出産を迎えることができるよう妊婦健康相談を実施します。妊婦健康相談での保健指導に当たっては、新しい世代をつくる子どもと母性の健康を守るために、妊婦だけでなく、その家族あるいは周囲の方にも母体保護の重要性を浸透させる必要があります。身体的な問題だけでなく、生活環境・経済的背景・社会的背景なども十分考慮して総合的な指導を行います。妊娠届出時情報（アンケート）により、ハイリスク妊婦を見極め、早期に介入し、関係者との連携を図ります。	
初妊婦講座の実施と受講率の向上	健康・こども課
初妊婦の母子健康手帳交付日を第2月曜日に設定し、保健師・栄養士・歯科衛生士による保健指導実施後に母子健康手帳を交付します。母子健康手帳交付日以外に交付を受けた妊婦については、翌月の初妊婦講座を紹介して、受講を勧奨します。	
妊婦情報事前登録事業	健康・こども課
妊婦が少しでも安心して出産を迎えることができるよう、事前に出産に係る情報を健康・こども課に登録し、枕崎市消防本部に情報提供することで、緊急時に担当医師の指示のもと、救急車で医療機関に適切に搬送します。今後も連携を密にし、事業を実施していきます。	

妊産婦健康診査や保健指導の充実

健康・こども課

母子健康手帳交付時に受診勧奨を行うとともに、出産予定日を超過し、更に妊婦健診の必要な方を対象に15回・16回目の妊婦健診の公費負担を実施しています。

医療機関における妊婦学級の受講の勧奨

健康・こども課

母子健康手帳交付時に、医療機関における妊婦学級の受講を勧奨しています。特に、初妊婦には受講を勧奨します。

妊婦への卒煙指導の実施

健康・こども課

母子健康手帳交付時に喫煙している妊婦に対して、妊娠をきっかけとして卒煙するためには、面接やパンフレットによる指導を行います。今後も妊婦の卒煙に向けて、普及に努めます。

母性健康管理指導事項連絡カードの普及

健康・こども課

母子健康手帳交付時に、就労している妊婦にリーフレットを配布し、母性健康管理指導事項連絡カードの説明を行っています。主治医等が行った指導事項の内容を事業主への確に伝えるため、今後も普及に努めます。

父親向けの育児に関するパンフレット等の配布

健康・こども課

父親向けの育児に関するパンフレットを配布しています。父親も楽しく育児ができるよう、今後も普及に努めます

産後うつ病に係る相談体制の充実と医療機関との連携

健康・こども課

保健所管内の医療機関と連携して産後うつ病対策に取り組んでおり、産婦が受診しやすい体制作りを目指しています。今後も連携の強化を図りながら、取り組みを実施します。

マタニティーブルー・産後うつ病に関する知識、情報の提供

健康・こども課

母子健康手帳交付時に、マタニティーブルー・産後うつ病に関する資料を配布したり、保健所管内の医療機関と連携して産後うつ病対策に取り組んでいることを周知するなど、妊婦が安心して相談等ができるよう、今後も普及に努めます。

妊娠婦・新生児訪問指導事業

健康・こども課

妊娠中、あるいは産後1年を経過しない女性及びその家族を対象としています。妊娠・出産・産褥期に生ずるストレスの軽減を図り、産後のうつ状態の早期発見に努めます。

産婦健康診査事業

健康・こども課

産後2週間・産後4週間に産婦の心身の状態を把握するため、健診の費用を一部助成します。エジンバラ産後うつ病質問票・赤ちゃんへの気持ち質問票により要支援者を把握しています。今後も実施し、母子に対する支援に努めます。

②子どもの心身の安らかな発達と育児不安の軽減

乳幼児健康診査

健康・こども課

3～4か月児健診、6～7か月児健診、9～11か月児健診、1歳6～8か月児健診、2歳児歯科健診、2歳6か月児歯科健診、3歳児健診を実施しており、受診率の向上に努めています。令和7年度からは国の推奨している1か月健診、5歳児健診を実施し、乳幼児の健康保持、発達障害等の早期発見、育児の不安軽減に努めます。

予防接種事業

健康・こども課

定期予防接種としてロタウイルスワクチン、B型肝炎ワクチン、小児の肺炎球菌ワクチン、ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・Hib・5種混合ワクチン、BCG、麻疹・風疹ワクチン、水痘ワクチン、日本脳炎ワクチン、ヒトパピローマウィルスワクチン、ジフテリア・破傷風を実施しています。今後も実施し、接種率の向上に努めます。

予防接種費用助成事業

健康・こども課

インフルエンザワクチンの接種に係る費用の一部を助成しています。今後も実施し、接種率の向上に努めます。

新生児聴覚検査

健康・こども課

新生児の難聴を早期に発見するため、新生児の聴覚検査の費用を一部助成します。

訪問指導による相談の充実

健康・こども課

親の育児不安・悩みを軽減するために、訪問指導による相談の充実を図ります。

育児相談

健康・こども課

毎月2回実施し、計測や育児相談を行っています。また、保育士による育児相談を不定期で実施します。

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

健康・こども課

すべての乳児のいる家庭を訪問して、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞いて、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスを提供することにより、地域の中で子どもが健やかに育つための環境づくりに努めます。

ブックスタート事業

健康・こども課

乳児家庭全戸訪問の際に、絵本を配付し、子どもとのふれあいの時間をもつよう勧めていきます。

母子健康手帳交付時における母親の状況の把握と相談

健康・こども課

妊娠届出時（母子健康手帳交付時）に、妊婦が安全な妊娠、出産を迎えることができるよう妊婦健康相談を実施します。妊婦健康相談での保健指導に当たっては、新しい世代をつくる子どものためや母性の健康を守るためにも、妊婦だけでなく、その家族あるいは周囲の方にも母体保護の重要性を浸透させる必要があります。身体的な問題だけでなく、生活環境・経済的背景・社会的背景なども十分考慮して総合的な指導を行います。妊娠届出時情報（アンケート）により、ハイリスク妊婦を見極め、早期介入して、関係者との連携を図ります。令和7年度以降は、妊娠期からの支援についてさらに重点を置き、妊娠期における電話相談や面談・訪問を実施するなど、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行っていきます。

産後ケア事業

健康・こども課

産後に宿泊、デイケア又は訪問等にて、助産師等による心身のケアや休養、育児サポート等のきめ細かい支援を行っていきます。

各事業における個別相談の充実

健康・こども課

妊娠・出産・育児に困難さを感じている親への支援として、各種健診や教室等における個別相談の充実を図ります。

関係者、関係機関との情報交換の充実と連携強化

健康・こども課

支援の必要な親子についての情報を、医療機関の助産師や幼稚園・保育所等の教諭・保育士等と共有し、連携して支援を行います。

発達相談（言葉と子育ての相談）

健康・こども課

発達の遅れや行動について、問題を抱えている幼児の保護者が相談できる場であり、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士から助言を受けることができます。必要な場合は医療機関での受診や、児童発達支援事業所の利用を勧めています。今後も、相談しやすい環境づくりに努めます。

ケース検討会議の実施

健康・こども課

連携の必要なケースについては、医療機関とケース検討会議を行い、支援を行います。

地域の社会資源の活用促進

健康・こども課

NPO法人子育てふれあいグループ自然花、子育てサポートセンター、子育て支援センター「キッズ」について情報を提供し、利用の促進を図ります。

まくらざき子育てアプリ（新規）

健康・こども課

妊娠・出産・子育て期に至るまでの切れ目のない支援体制の充実を図るため、子育てアプリを導入しました。ICT（情報通信技術）を活用した子育て世代への継続的なサポートを実施します。

母子保健推進員研修会の開催及び県主催の研修会への参加

健康・こども課

毎年、研修会を実施するとともに、県が実施する母子保健関係者研修会へ参加し、母子保健推進員の資質向上を図ります。

③地域における子育て支援サービスの充実

初妊婦講座	健康・こども課
健康で意義ある妊娠生活を送り、無事出産する日を迎えるため、妊娠の経過や出産の経過、新生児期の生活、妊娠中の口腔衛生や妊娠中の栄養について指導することを目的に実施しており、今後も継続して実施します。	
新生児訪問指導の充実	健康・こども課
生後28日未満の乳児に対して、健康状態を確認し具体的な育児の方法等を助言することにより、不安をやわらげるような援助を行います。今後も継続して実施します。	
乳幼児訪問指導の充実	健康・こども課
保護者からの相談依頼や健診後の事後指導の訪問実施を行っています。健診後の事後指導を必要とする母子やに対して、適切な時期に確実に訪問指導を行います。	
すくすくお誕生日教室	健康・こども課
乳児から幼児への移行期に、歯科や栄養、発育・発達などについて学び、さらに親子遊びの紹介や親同士の交流の機会とするため実施しています。年4回実施しており、今後も継続して実施します。	
ふれあい子育てサロン	健康・こども課
安心して育児ができる、健やかに子どもが育つために、育児不安を解消し、楽しく育児ができるよう支援するため、毎月第3木曜日に未就園児とその保護者を対象に開催しています。講師は枕崎保育連合会に依頼（12回中7回）しています。また、育児相談も随時行っています。今後も枕崎保育連合会との協力体制を維持しながら実施するとともに、乳幼児健診等での周知及び事業の定着に努めます。	
すこやか親子教室 カンガルーくらぶ	健康・こども課
乳幼児健診で発達障害や情緒行動について、経過観察とした子どもを対象に実施しています。遊びを通じて、子どもの状況を観察して、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士が成長発達を促すための手立てや必要な支援を助言します。今後も継続して実施します。	

むづかベイビー誕生祝金給付事業・出生祝記念品贈呈事業（新規）

健康・こども課

次世代を担う子どもの出生を祝福するとともに、その健やかな成長を支援するため、共通商品券の給付を行い、出生祝記念品を贈呈します。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

健康・こども課

子どもの預かり等の援助を受けたい者と援助を行いたい者からなる会員組織が相互援助活動を行い、地域における育児の相互援助を推進するとともに、緊急時の預かりやひとり親家庭等の支援などを行う事業で、枕崎市子育てサポートセンターにおいて、相互援助活動の調整業務を行っています。事業の周知及び多様なニーズに対応するための研修会等を定期的に実施し、子育て家庭の負担軽減を図ります。

一時預かり事業

健康・こども課

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等において一時的に預かる事業であり、市内全ての保育所等で実施しています。今後も引き続き実施し、子育てに対する負担の軽減を図ります。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

健康・こども課

保護者の就労等により保育を必要とする小学校に就学している児童に対して、授業の終了後等に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図っています。引き続き実施事業所と連携を図り、子どもたちが安全・安心に過ごせる場所づくりに努めています。

子育て講座（すくすく講座）

生涯学習課

講師及び子育てサポーターともにボランティアで、健康センターの2歳児歯科検診時に講座を開設しています。引き続き実施し、家庭教育の大切さを理解してもらえるよう、講座内容の充実に努めます。

放課後子ども教室の整備（新規）

生涯学習課、健康・こども課

ニーズの状況に応じて、福祉部局及び教育委員会が学校関係者や地域の方々と連携を図りながら検討を進めています。

④保育サービスの充実

母子保健推進員活動	健康・こども課
健康診査の受診勧奨や母子保健事業の推進のための活動を行います。今後は、未設置地区の推進員の確保を目指しながら、継続して活動を行います。	
育児支援冊子（子育て応援まくらざき）の配布	健康・こども課
子育てに関するサービスや、幼稚園・保育所等での子育て支援、医療機関や公園等の所在地（マップ）を掲載した情報誌を毎年作成しています。出生した全乳児と転入者に配布しています。今後も内容の充実を図りながら、継続して実施します。	
市ホームページを活用した子育てに関する情報提供	健康・こども課
子育て支援サービスや各種イベント等の情報を、市ホームページにて提供しています。様々な情報を分かりやすく伝えられるよう、内容の充実に努めます。	
子育て支援ネットワークの充実	健康・こども課
子育て支援センターにおいて、関係機関や多様な子育て支援活動を行っているグループ等とのネットワーク化を図り、連携しながら地域の子育て家庭に対しよりきめ細かな支援を行います。また「枕崎市子育てネットワーク会議」を定期的に開催し、情報共有を行いながら、地域子育て支援の充実を図っていきます。	
地域子育て支援拠点事業	健康・こども課
子育て支援センター「キッズ」において、乳幼児及びその保護者が相互の交流をする場所を設け、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化していく中で、子育て世帯の不安感を取り除き、家庭や地域における子育て機能を充実させながら、子どもの健やかな育ちを支援していきます。また、支援を必要としている人の利用促進につながるよう、事業の広報・周知にも努めます。	
保育所等定員の見直し	健康・こども課
各年度の入所状況等を踏まえ、保育所等と協議を重ねながら、実態に即した利用定員の見直しを行います。	

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施（新規）

健康・こども課

満3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。令和8年度の開始に向け体制整備を進め、子どもの育ちを応援し、子育て家庭に対する支援を強化します。

保育所等施設整備計画の策定

健康・こども課

児童福祉施設最低基準に基づき、設備及び運営の向上を図るため、保育需要の動向に対応した保育所等施設整備計画の策定に努めます。

児童館・児童センター運営事業

健康・こども課

児童厚生員による個別的・集団的に遊びの指導を計画的に実施するほか、遊びを通じて運動の習慣・仕方・技能の修得及び体力増進等の指導を行います。また、母親クラブ等による地域組織活動の拠点となっています。今後も「遊び」を通じた健全育成を実施するとともに、子どもたちが楽しく遊べる環境づくりに努めます。

障害児通所支援事業

福祉課

障害児に対して、施設に通っての日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。身体障害者手帳・療育手帳等の所持の有無に関わらず、障害がある又は疑われる乳幼児・児童生徒に対する障害の早期発見・早期支援、療育を行います。令和8年度までに児童発達支援センターを設置することを目標とし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設の体制整備を進めます。

⑤食育の推進

初妊婦講座時の栄養指導	健康・こども課
妊娠中の栄養についてのポイントとこれからの生活習慣病予防のための食生活について理解してもらうことを目的に実施しており、今後も継続して実施します。	
乳幼児健康診査時の栄養指導	健康・こども課
健診後、特に第1子を持つ母親に偏食のない子どもを育てるための食生活について理解してもらうことを目的に実施しており、今後も継続して実施します。	
親子教室時の栄養指導	健康・こども課
1歳前後の親子が集い、現在の食事の確認をし、おやつの試食をしながら楽しく語り合う場の提供をしており、今後も継続して実施します。	
もぐもぐキッチンの開催	健康・こども課
これから離乳食が始まる赤ちゃんのお父さんやお母さんを対象に、離乳食の基本について調理実習を通して学ぶ場の提供をしており、今後も継続して実施します。	

(2) 学童期・思春期の支援

①思春期の保健対策の強化と健康教育の促進

相談に対応できる人材育成	健康・こども課
様々な相談に対応できるよう、研修会等に積極的に参加するなど、人材育成に努めます。	
市民への情報提供の推進	健康・こども課
エイズ検査や相談窓口などが記載されたエイズについてのパンフレットを健康センターのカウンターに設置し、自由に持ち帰ることができます。引き続き、周知活動に取り組んでいきます。	
学校における性教育・エイズ教育の充実	学校教育課
学校の年間指導計画に沿った児童生徒の発達段階に応じた指導を進めるとともに、学校医、学校薬剤師等を講師に招いた性に関する指導に努めます。家庭教育学級や学校保健委員会等を活用し、家庭と連携した取組について検討していきます。	
学校における飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育の充実	学校教育課
小学校においては、保健領域のなかで担任や養護教諭等の指導のもとに学習しています。中学校においては、保健分野のなかで、関係機関との連携によりタバコやアルコール、薬物が成長過程の体にどのような影響を与えるかなどについて充実した指導に努めます。また、家庭教育学級や学校保健委員会等を活用し、家庭と連携した取組について検討していきます。	
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談機関等による相談体制の充実	学校教育課
教職員・保護者・児童生徒への周知を図り、積極的な活用を図っています。市内小中学校に配置して、いじめ問題や不登校をはじめ様々な児童生徒の相談に対応しています。県総合教育センターや児童相談所などの相談機関を紹介して、連携と相談体制の充実を図ります。また、教育支援センターにおいて、通級する児童生徒やその保護者等の相談をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが対応できる体制づくりを行います。	

②小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備

日曜日・祝日在宅医及び夜間当番医の実施	健康・こども課
日曜や祝日の急病のとき、かかりつけの病院が不在の場合対応できるよう、枕崎市医師会が内科・外科それぞれに当番の病院を決め実施しています。夜間についても、同様に当番の病院を決め実施しています。市ホームページ等で利用方法などについてお知らせをするなど、引き続き周知活動に努めます。	
夜間・救急医療に関する情報提供	健康・こども課
県小児救急電話相談を紹介するカードを生後1か月時に全乳児に配布しています。引き続き周知活動に努めます。	
育児支援冊子への医療機関リストの掲載	健康・こども課
育児支援冊子（子育て応援まくらざき）に医療機関の一覧を掲載しています。引き続き、掲載内容の充実を図りながら周知を行っていきます。	
心肺蘇生法の普及	健康・こども課
乳幼児健診時に乳幼児の事故防止、応急手当のパンフレットを配布しており、引き続き普及活動に努めます。	
かかりつけ医を持つことの推進	健康・こども課
乳幼児健診時にかかりつけ医の有無を確認し、かかりつけ医を持つことを勧めています。引き続き、かかりつけ医をもつことの重要性などについて、普及活動に努めます。	
禁煙・分煙の指導	健康・こども課
母子健康手帳交付時にSIDS（乳幼児突然死症候群）予防のパンフレットを配布して、禁煙・分煙が乳幼児突然死症候群予防になることの説明をしています。引き続き、理解が深められるよう周知活動に努めます。	

仰向け寝の推進

健康・こども課

「うつぶせ寝の方がSIDS（乳幼児突然死症候群）の危険性が高まる」という研究結果がでています。医学上の理由で必要な時以外は仰向けに寝かせることを勧めています。今後も周知活動に努めます。

予防接種に関する情報の提供（保護者、関係機関への啓発）

健康・こども課

保護者へは「予防接種と子どもの健康」の冊子の配布及び乳幼児健診における説明を行っており、医療機関には毎年巡回して説明を行っています。引き続き、普及のための啓発活動に努めます。

乳幼児健康診査時における予防接種の勧奨

健康・こども課

母子健康手帳で健診時に接種歴を確認して、勧奨しています。引き続き、適切な時期に接種をするための周知活動に努めます。

小児の発達段階に応じた事故防止対策（チェックリストの活用）

健康・こども課

事故防止、応急手当のパンフレットに掲載されているチェックリストの活用を勧めています。引き続き、普及のための啓発活動に努めます。

応急手当法の普及のための事故予防パンフレットの配布

健康・こども課

乳幼児健診時に乳幼児の事故防止、応急手当のパンフレットを配布しており、引き続き、普及のための啓発活動に努めます。

子ども医療費給付事業

健康・こども課

子ども（高校生年代まで）の疾病の早期発見及び早期治療を促進し、健康の保持増進を図るため、保険診療分の自己負担額の給付を行い、医療費に係る負担軽減を図ります。

③子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

市教育相談窓口での相談活動

生涯学習課

中央公民館の青少年育成センターに相談窓口を置き、電話及び来所による相談に応じています。相談内容には深刻な悩みもあることから、今後も相談活動を継続します。

④子どもを取り巻く有害環境対策の推進（非行の早期発見と防止）

情報モラル教育の推進

学校教育課

教科指導等において、ＩＣＴの活用を図ることにより、児童生徒の関心・意欲を高め、学力向上に努めています。情報教育の指導計画を基に、学級活動、道徳、総合的な学習の時間、技術家庭科等の学習で情報モラルに関する指導や携帯電話・スマートフォン等の利用方法の指導を行います。情報モラル教育については、「～してはいけない」から「このようにかかわっていこう」と主体的にデジタル社会に参画する「デジタル・シティズンシップ」の意識を高めていく必要があるため、これまでの情報モラル教育を大切にしながら、デジタル・シティズンシップ教育の充実に向けた取組を重視していきます。

青少年補導・指導事業

生涯学習課

社会教育指導員による巡回補導及び青少年指導委員「5校区11班61名」の街頭補導並びに警察の少年補導との連携及び校外生活指導連絡会との合同街頭補導など青少年の健全育成に努めています。今後も巡回補導や街頭補導などをとおして、学校・家庭地域社会が一体となった取組を行い、青少年の健全育成に努めます。

有害メディアに対する規制の働きかけ

生涯学習課

書店やビデオ店等への協力依頼をするとともに、県条例に基づく立入り検査に同行するなど、有害メディアから青少年を守る環境づくりに努めます。

2 配慮等が必要な家庭や子どもへの支援

(1) 児童虐待防止対策

①育児・児童相談機能の強化

子育て支援に係る各種相談	健康・こども課
担当職員と家庭児童相談員で対応し、必要に応じて、受理会議やケース会議等を開催し、情報交換・支援内容等に関する協議を行いながら今後の対応・方針を決定しています。適切な対応が取れるよう、連携の強化を図っていきます。	
児童虐待の未然防止・早期発見	健康・こども課
関係機関と連携し、各種訪問等での保護者の育児負担の状況把握を行い、家庭児童相談室と連携しながら虐待の未然防止・早期発見に努めます。また、「気づきのポイント情報共有ツール」等を活用し、関係機関からの情報提供を促します。	
家庭児童相談室の設置・運営	福祉課
家庭での適正な児童養育及び児童虐待に関する相談については、児童相談所等と連携して虐待を受けた子どもの保護を図り、保護者にも適切な助言・指導・支援等を行います。今後も適正な児童養育が行えるよう相談窓口の周知を図ります。	
②関係機関等との連携	
要保護児童対策地域協議会の実施	健康・こども課
要保護児童対策地域協議会は、要保護児童（虐待に限らず、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）の早期発見及びその適切な保護について、児童福祉機関・保健医療機関・教育機関・警察・児童委員が連携を図っています。今後も関係機関との連携を強化し、虐待の未然防止・早期発見に努めます。	
子どもSOS地域連絡会議への参加	健康・こども課
南薩地域振興局で開催される会議に参加し、地域内での関係者間の情報伝達、相互協力等、緊密な連携を取り合い、虐待の未然防止・早期発見・早期対応等を行います。また、今後は圏域内におけるネットワークの構築に努めます。	

③児童虐待防止の意識啓発及び通報先の広報

啓発ポスター等の掲示	健康・こども課
児童虐待防止推進月間にあわせて、お知らせ版によるリーフレットの配布と各関係機関へのポスター掲示を行っています。引き続き、意識啓発のための周知に努めます。	

④育児不安を抱える家庭への支援

妊娠期間中からの育児不安等を抱えた家庭の把握・支援の充実	健康・こども課
妊娠届出時（母子健康手帳交付時）に、妊婦が安全な妊娠、出産を迎えることができるよう妊婦健康相談を実施します。妊婦健康相談での保健指導に当たっては、新しい世代をつくる子どものため、母性の健康を守るためにも、妊婦だけでなく、その家族あるいは周囲の者に母体保護の重要性を浸透させる必要があります。身体的な問題だけではなく、生活環境・経済的背景・社会的背景なども十分考慮して総合的な指導を行います。妊娠届出時情報（アンケート）により、ハイリスク妊婦を見極めて、早期介入して、関係者との連携を図ります。令和7年度以降は、妊娠期からの支援にさらに重点を置き、妊娠期における電話相談や面談・訪問等、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行っていきます。	

家庭訪問事業の充実	健康・こども課
育児不安を抱える家庭への支援として、家庭訪問を実施しています。適切な時期に確実に訪問指導を行うよう引き続き努めます。	

乳幼児健診の場における虐待の早期発見	健康・こども課
健診票に虐待に関する質問項目を設けています。また、計測時に身体のあざや皮膚の状態を観察しています。虐待の未然防止・早期発見のため引き続き実施していきます。	

養育支援訪問事業	健康・こども課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の実施結果等に基づいて、養育支援が特に必要と認められる家庭の児童及びその養育者に訪問支援を実施しています。引き続き、適切な養育ができるよう支援を行っていきます。	

子育て世帯訪問支援事業の実施（新規）

健康・こども課

育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭等の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、育児等の支援を行います。関係機関とも連携し、適切な養育環境を整えるとともに虐待リスク等の高まりを未然に防ぐよう支援を行っていきます。

⑤県が行う施策との連携

本市においては、児童相談所等とも連携しながら、児童虐待の防止に向けて、以下のような施策について鹿児島県と連携します。

ア 関係機関との連携強化等

- 虐待の早期発見に向けた庁内及び関係機関との連携強化
- 児童相談所など専門性を有する関係機関への支援要請
- 要保護児童対策地域協議会の充実及び強化

イ 妊娠や子育て家庭の相談体制の整備

- 家庭・児童相談窓口の充実
- 訪問事業によるきめ細かな相談支援の充実

ウ 児童虐待防止についての意識啓発

- 児童虐待防止についての広報・啓発・リーフレット配布
- オレンジリボンキャンペーンの実施

エ 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

- 県・児童相談所・市町村との連携により再発防止のための措置を講じる

(2) 障害のある子どもへの支援

①障害の早期発見の推進

障害児通所支援事業（再掲）

福祉課

障害児に対して、施設に通っての日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。身体障害者手帳・療育手帳等の所持の有無に関わらず、障害がある又は疑われる乳幼児・児童生徒に対する障害の早期発見・早期支援、療育を行います。令和8年度までに児童発達支援センターを設置することを目標とし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設の体制整備を進めます。

②障害児保育の拡充

障害児保育事業

健康・こども課

障害のある児童に必要なサポートを行いながら保育をする事業で、保育所等において実施しています。障害のある児童の健全な発達を支援するため、継続して実施します。また、特別児童扶養手当の支給対象児童を受け入れている施設に対しては、助成を行っており、受け入れ体制への支援についても引き続き実施していきます。

③医療的ケア児に対する支援

医療的ケア児の支援体制の整備

健康・こども課、福祉課

医療的ケアの必要な子どもが、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、各機関との連絡調整を行うための体制整備に努めています。

④学齢障害児の教育の充実

特別支援教育の推進	学校教育課
一人一人の児童生徒を理解して、児童生徒のニーズに応じた支援活動を充実させています。特別支援連携協議会を開催して、各種機関との連携やケース会議等の充実を図るとともに、特別支援学級担任研修会や特別支援学級合同学習会を実施しています。各学校においては就学指導の体制を充実させ、本市の教育相談会を多くの保護者が活用できるようにし、適切な学びの場を提供するための検討の場として教育支援委員会を開催します。また、通常の学級における特別支援教育の充実に向け、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とするすべての児童生徒に個別の指導計画を作成し、特別支援教育支援員による学級の学習支援体制の充実を図ります。	

特別支援学級施設設備の整備	教育総務課
必要に応じて特別支援学級の施設整備を行います。	

⑤障害児の社会参加の促進

障害児の補装具交付・修理費支給事業	福祉課
身体障害者手帳所持者に、身体上の障害を補うための補装具の交付・修理費を一部助成しており、今後も継続して実施します。	

重度障害児日常生活用具給付事業	福祉課
在宅の重度身体障害児に対して、日常生活の便宜を図るために、日常生活用具の給付等を実施しています。重度障害児の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与することにより、福祉の増進を進めています。	

⑥在宅福祉サービスの充実

障害児居宅介護事業	福祉課
障害者総合支援法による障害福祉サービスのひとつで、障害程度が一定以上の障害児に対して、ヘルパーによる自宅での入浴や排泄、食事等の介助をする事業です。障害児の保護者等からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言を行い、適切なサービスが受けられるようにします。	

障害児短期入所事業

福祉課

障害者総合支援法による障害福祉サービスのひとつで、障害程度が一定以上の障害児を自宅で介護する方が病気などの場合に短期間施設へ入所する事業です。障害者を介護する家族等を支援するため、障害者総合支援法に基づく短期入所を充実させることにより、家族等の身体的・精神的な負担軽減を図ります。

日中一時支援事業

福祉課

障害者総合支援法による地域生活支援事業のひとつで、身体障害者手帳・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害児又は難病患者、障害児通所支援事業を利用している児童を自宅で介護する方の一時的な休息や、障害児の日中における活動の場を確保する事業です。今後も継続して実施します。

⑦経済的な支援

特別児童扶養手当支給事業

福祉課

20歳未満で心身に障害がある児童の扶養のために、その父、母、又は養育者に対して手当が支給される制度です。制度の周知徹底に努めるとともに、引き続き県と連携しながら実施していきます。

障害児福祉手当支給事業

福祉課

日常生活において常時の介護を必要とする重度障害児（20歳未満）に支給しています。障害の程度と範囲において認定基準が定められています。所得保障のため、障害児福祉手当等の周知徹底を行うとともに、国・県との連携に努めます。

重度心身障害者医療費助成事業

福祉課

重度心身障害者の健康の保持増進と福祉の向上を図るため、重度心身障害者の保険診療分の自己負担額の助成を行っています。令和6年7月からは自動償還払いが導入され、支給に係る手続きが簡素化されました。今後も実施し、医療費に係る負担軽減を図ります。

⑧県が行う施策との連携

本市においては、障害の有無に関わらず、一人ひとりの子どもが地域の中で健やかに学び、成長できる社会を実現するため、以下のような施策について鹿児島県と連携します。

ア 障害児等特別な支援が必要な子どもに対する支援

- 通所利用の障害児やその家族に対する支援
- 児童発達支援利用者の負担軽減
- 施設に入所している障害児に対する支援
- 地域療育支援体制の整備促進
- 県こども総合療育センターなど専門性を有する関係機関との連携

イ 特別支援教育の推進

- 障害者理解のための交流及び共同学習の推進
- 教育相談・就学相談体制の確立と推進等
- 教職員研修の充実等
- 就学前から学校卒業までの一貫した支援体制の整備
- 特別支援学校の充実
- 私立幼稚園等における心身障害児の就園奨励

(3) 配偶者等からの暴力に対する対策

①相談機能環境の充実

専門相談窓口、相談員設置の検討

福祉課

配偶者からの暴力にかかる相談については、家庭児童相談員と担当職員で対応しています。相談者の実情に応じたきめ細かな支援を行いながら、専門相談窓口及び相談員の設置について検討を行っていきます。

関係機関との連携（女性のための110番）

企画調整課・福祉課

女性に対する暴力について、配偶者暴力相談支援センター・警察・県女性相談支援センター等の関係機関と密接に連携し、相談機能環境の充実を図ります。市では枕崎市DV対策庁内連絡会議において、関係部署間での情報共有を行うとともに、相談・保護・警察等の関係機関との連携強化を図りながら、的確な支援につなげられるよう努めます。

②被害者への自立・支援体制の充実

県女性相談支援センター等との連携による一時保護の実施

福祉課

緊急に保護することが必要と認められた女性等について、本人の申請に基づいて県女性相談支援センター等との連携による一時保護を実施します。警察等の関係機関との連携強化を図りながら、的確な支援につなげられるよう努めます。また、被害者に対し、身の安全を確保し、自立をするための経済的支援を行います。

(4) 子どもの貧困対策

①生活の支援

生活困窮者の自立の促進

福祉課

貧困の状況にある子どもとその保護者に対し、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者家計改善支援事業などを実施し、生活困窮者の自立の促進を図ります。

世代間交流の推進

健康・こども課

子ども食堂など子どもの居場所や世代間交流の場づくりを支援します。

②学習の支援

生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業

福祉課

経済的又は家庭的理由等により学習機会に恵まれないなどの状況に置かれた子どもに対し学習機会の提供等を行うことにより、学習意欲の醸成及び学習習慣の確立等を図り、貧困という負の連鎖の防止及び将来の自立した生活につなげます。また、学習支援に加え、居場所の提供・進路相談・高校生世代への支援・親に対する養育支援などの取組等も行います。

③経済的な支援

病児・病後児保育事業利用料の減免

健康・こども課

生活保護受給世帯・市民税非課税世帯については、利用者負担金を無料とし、他の世帯については所得状況に応じて、減免措置を行います。

保育料の負担軽減

健康・こども課

保育所・認定こども園の保育料の負担軽減を図るため、生活保護受給世帯・市民税非課税世帯については無償化を実施します。

実費徴収に係る補足給付事業

健康・こども課

低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用（日用品・副食材料費）の一部を補助します。

児童扶養手当支給事業

健康・こども課

父又は母のいない家庭や父又は母が一定の障害の状態にある家庭の児童を監護している父又は母、また、父母にかわってその児童を養育している人に対して手当を支給する制度です。ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるため、引き続き実施するとともに、制度についての周知に努めます。

ひとり親家庭等医療費助成事業

健康・こども課

ひとり親家庭等の健康を保持して、生活の安定と福祉の向上を図るために、ひとり親家庭等の医療費の保険診療分の自己負担額を助成し、医療費に係る負担軽減を図ります。

母子父子寡婦福祉資金貸付事業

健康・こども課

ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて児童の福祉を増進するため必要な資金の貸付を行う事業です。事業の周知徹底に努めるとともに、引き続き県と連携しながら実施していきます。

自立支援教育訓練給付金事業

健康・こども課

母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援して、自立の促進を図るため、自立支援教育訓練給付金を支給しています。自立支援が必要なひとり親家庭やスキルアップを目指す方に対して、制度の利用を促していきます。

高等職業訓練促進給付金等事業

健康・こども課

母子家庭の母及び父子家庭の父の就職の際に有利となる資格の取得を促進するため、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として、当該資格に係る養成訓練の受講期間について訓練促進給付金を支給するとともに、受講修了後に修了支援給付金を支給しています。自立支援が必要なひとり親家庭やスキルアップを目指す方に対して、制度の利用を促していきます。

3 安心して子育てできる環境づくり

(1) 生活環境の整備

①良質な住宅の確保

公営住宅建設の推進

建設課

子育て世帯が安心して暮らせる、多様な公営住宅の供給や既設公営住宅の改修等を実施しており、環境に配慮した住宅の整備事業を継続します。

②良好な居住環境の確保

公園施設の整備

建設課

多目的トイレや休憩所の整備、憩いの場としてのスペースの確保、公園施設等の定期点検による安全の確保及び更新をしています。引き続き、トイレのバリアフリー化や、老朽化した公園施設等を計画的に更新し、利用者の安全を確保していきます。

③安全な道路交通環境の整備

幹線道路等の歩道整備

建設課

通学路等を中心にバリアフリー化を推進し、安全かつ快適な歩行空間を確保するため、歩道整備や側溝整備（蓋版設置）等を継続的に実施しています。引き続き、歩行空間のバリアフリー化を含めた道路改良を積極的に進めています。

④安心して外出できる環境の整備

公共施設のトイレへのチャイルドシート（チェア）等の設置

建設課

安心できる空間の構成（補助器具等の設置）を図り、継続的に整備補修を実施しています。

⑤安全・安心まちづくりの推進等

防犯灯補助事業

総務課

青少年の健全育成、地域の防犯及び安全で明るいまちづくりを図るもので、防犯灯の設置及び管理に対する補助事業です。令和2年度から令和6年度までの5年間における設置要望か所は139か所で設置か所は95か所です。防犯灯の設置に対する要望が多いため、今後も継続して実施します。

(2) 子どもの安全の確保

①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全対策事業

総務課

春、夏、秋、年末・年始の交通安全運動を実施するとともに、毎月20日に街頭指導を展開し、子どもたちを交通事故から守ります。

交通安全教室

総務課

- 各小中学校において、市と警察署が依頼を受け、年1～2回交通安全教室を実施しています。（自転車の正しい乗り方、横断歩道の渡り方等）
- 「ひまわり号」幼稚児の交通教室（年4～5回）
- 児童・園児等に対して、警察官、交通安全専門指導員の活用を図り、年齢に応じた交通安全教育の徹底、意識の高揚に努めます。

チャイルドシートの貸出による着用の推進

総務課

市民からの使用しなくなったチャイルドシートの提供により、無料貸出しを実施し、チャイルドシートの着用を推進していきます。

通学路等の安全の確保

学校教育課

学校や関係機関と連携して通学路・移動経路等の危険箇所を見直す、枕崎市子供の移動経路・通学路等の安全推進会議を開催しています。推進会議では関係機関と連携して合同点検を行い、危険箇所への対策が検討され、対応が図られています。今後も学校や関係機関との連携を強化しながら市内各所の点検を行い、子どもたちの安全を守ります。

②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

防犯団体補助事業

総務課

枕崎地区防犯協会に対して運営補助を行い、公民館及び市内事業所等に防犯思想の普及を図り、自主防犯への取組を推進し犯罪・事故・災害のない安心・安全なまちづくりを推進します。また、枕崎地区防犯協会を中心に市民ボランティアや関係団体で年4回実施する地域安全運動により、市民の防犯意識の高揚に努めます。

危機管理マニュアルの機能化

学校教育課

各学校では、自然災害や不審者の侵入など、多様な危機を想定して「危機管理マニュアル」を作成して、マニュアルの機能化に努めています。また、スクールガードや各校区子ども見守り隊による青パト講習会や児童・生徒が安全で安心して生活を送るため、学校、家庭、地域の連携等スクールガードや青パト隊の登下校時のパトロールを引き続き実施します。

子ども110番の家かけこみ訓練

学校教育課

各小学校では、「子ども 110 番の家」と連携し、児童に体験を通した「かけこみ訓練」を実施しています。今後は「子ども 110 番の家」へのかけ込み訓練を含めた不審者対応訓練等について、より効果的な実施方法について検討し、児童生徒の危険回避能力を育成します。児童、生徒は自ら危険に気づき、それを回避する能力を育てることが必要となるため、危険箇所マップを作成するなどして、危険回避能力を育成します。

青少年補導・指導事業（再掲）

生涯学習課

社会教育指導員による巡回補導及び青少年指導委員「5 校区 11 班 61 名」の街頭補導並びに警察の少年補導との連携及び校外生活指導連絡会との合同街頭補導など青少年の健全育成に努めています。今後も巡回補導や街頭補導などをとおして、学校・家庭・地域社会が一体となった取組を行い、青少年の健全育成に努めます。

4 ゆとりをもって子育てできるよう保護者に対する支援

(1) 地域子育て支援・家庭教育支援

①家庭や地域の教育力の向上

家庭教育学級	生涯学習課
--------	-------

市内すべての幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校で開設し、家庭教育の大切さなどについて学習を行います。家庭の教育力の向上のため、引き続き実施します。

市民体力づくり事業	スポーツ・文化振興課
-----------	------------

スポーツ少年団を対象に、スポーツを通した青少年の健全育成を図るとともに、体力の向上にもつなげていきます。また、地域指導者と連携したスポーツ環境の充実に努めています。

小・中学生を対象としたスポーツ教室	スポーツ・文化振興課
-------------------	------------

市内の小・中学生を対象に、外部から講師を招いてのスポーツ教室（相撲、カッター、バレーなど）を実施しています。今後も幅広く地域へ呼びかけ、枕崎市の特色あるスポーツ大会や教室を実施していきます。

(2) 職業生活と家庭生活との両立の推進

①仕事と子育ての両立のための基盤整備

広報誌発行事業	水産商工課
---------	-------

仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発等の推進に努めます。

(3) ひとり親家庭に対する支援

①就業に関する支援

自立支援教育訓練給付金事業（再掲）

健康・こども課

母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援して、自立の促進を図るため、自立支援教育訓練給付金を支給しています。自立支援が必要なひとり親家庭やスキルアップを目指す方に対して、制度の利用を促していきます。

高等職業訓練促進給付金等事業（再掲）

健康・こども課

母子家庭の母及び父子家庭の父の就職の際に有利となる資格の取得を促進するため、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として、当該資格に係る養成訓練の受講期間について訓練促進給付金を支給するとともに、受講修了後に修了支援給付金を支給しています。自立支援が必要なひとり親家庭やスキルアップを目指す方に対して、制度の利用を促していきます。

②経済的な支援

児童扶養手当支給事業（再掲）

健康・こども課

父又は母のいない家庭や父又は母が一定の障害の状態にある家庭の児童を監護している父又は母、また、父母にかわってその児童を養育している人に対して手当を支給する制度です。ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるため、引き続き実施するとともに、制度についての周知に努めます。

ひとり親家庭等医療費助成事業（再掲）

健康・こども課

ひとり親家庭等の健康を保持して、生活の安定と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭等の医療費の保険診療分の自己負担額を助成し、医療費に係る負担軽減を図ります。

母子父子寡婦福祉資金貸付事業（再掲）

健康・こども課

ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて児童の福祉を増進するため必要な資金の貸付を行う事業です。事業の周知徹底に努めるとともに、引き続き県と連携しながら実施していきます。

③県が行う施策との連携

本市においては、ひとり親家庭が自立し、子どもとともに健全な生活を営むことができるよう、以下のような施策について鹿児島県及び関係機関と連携します。

ア 子育て・生活支援策

- 家庭生活支援員の派遣等（子育て支援）
- 医療費の助成
- 相談体制の整備

イ 就業支援策

- 就業相談事業等（就業に関する情報提供及び支援）
- 就業に向けた能力開発への支援（就業のための技能取得を支援）

ウ 養育費の確保支援策

- ひとり親家庭等就業・自立支援センターとの連携

エ 経済的支援策

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 医療費の助成

(4) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

①経済的支援の充実

妊娠のための支援給付交付金（新規）

健康・こども課

妊娠期から切れ目のない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて、子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。

養育医療給付事業

健康・こども課

医師に入院養育が必要と認められた未熟児が指定養育医療機関に入院した場合に、その治療に要した医療費を支給する制度です。身体の発育が未熟な乳児が適切な医療を受け、健康に育つことを支援するため、引き続き助成を行い、負担の軽減を図ります。

児童手当支給事業

健康・こども課

家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的に、高校生年代までの児童を養育している方に手当を支給しています。引き続き実施するとともに、制度の周知に努めます。

子ども医療費給付事業（再掲）

健康・こども課

子ども（高校生年代まで）の疾病の早期発見及び早期治療を促進し、健康の保持増進を図るため、保険診療分の自己負担額の給付を行い、医療費に係る負担軽減を図ります。

病児・病後児保育事業の利用料の軽減（再掲）

健康・こども課

生活保護受給世帯・市民税非課税世帯については、利用者負担金を無料とし、その他の世帯については所得状況に応じて、減免措置を行っており、引き続き実施します。

保育料の軽減（保育所等）

健康・こども課

子育てにかかる保護者の経済的負担を軽減するため、国が定めた保育料基準額より低い保育料徴収基準額を定めて、保育料の軽減を行っています。安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進するため、今後も継続して実施します。

多子世帯保育料等軽減事業

健康・こども課

安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進することを目的として、所得要件に該当する世帯が、第3子以降の子どもを保育所等に入所させた際、県の補助事業を活用して保育料の軽減を行い、多子世帯の経済的負担を軽減しています。今後も継続して実施します。

保育所等入所児童おむつ給付事業（新規）

健康・こども課

市内の保育所又は認定こども園に入所する学年齢0歳児から2歳児までの児童（保育認定）を養育する保護者に対し、保育所等で利用する紙おむつの給付を実施しています。子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子どもを育てられる環境づくりを行うとともに、紙おむつの個別管理を行う保育士等の負担軽減を図ります。

子ども・子育て支援法に基づく施設等利用料の無償化（認可外保育施設等）

健康・こども課

認可外保育施設等の利用について、37,000円又は42,000円を上限として助成を行っています。今後も継続して実施します。

生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業（再掲）

福祉課

経済的又は家庭的理由等により学習機会に恵まれないなどの状況に置かれた子どもに対し学習機会の提供等を行うことにより、学習意欲の醸成及び学習習慣の確立等を図り、貧困という負の連鎖の防止及び将来の自立した生活につなげます。また、学習支援に加え、居場所の提供・進路相談・高校生世代への支援・親に対する養育支援などの取組等も行います。

子ども・子育て支援法に基づく施設等利用料の無償化（幼稚園）

教育総務課

- 保育料を25,700円を上限として無償化（条件なし）
- 預かり保育を11,300円又は16,300円を上限として無償化（条件あり）
- 副食費を4,800円を上限として無償化（条件あり）

要保護及び準要保護児童生徒援助費

学校教育課

教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう、経済的理由により就学困難な児童生徒に対して援助費の支給を行っています。引き続き実施するとともに、制度についての周知に努めます。

②保育所等及び幼稚園への助成

保育所等施設整備

健康・こども課

保育所等施設整備については、各保育所等の意向を踏まえながら、補助事業等を活用して施設整備に取り組んでいます。児童福祉施設最低基準に基づいて、設備及び運営の向上を図るため、保育需要の動向に対応した保育所等施設整備を進めます。

保育所等の地域活動に対する支援

健康・こども課

地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用することを目的に、保育所等が実施する地域の需要に応じた幅広い活動に対し、助成を行います。

保育連合会に対する助成

健康・こども課

保育所等の保育士や保育教諭などの資質向上のための研修会の実施や、県・川辺地区で行われる研修会への参加、市の行事等に対する協力など保育連合会が行う各事業に対し、助成を行います。

幼稚園協会に対する助成

教育総務課

幼稚園の教職員の資質向上のための研修会等の出席に対し助成を行っています。今後も幼稚園の教職員の資質向上のため、助成を行います。

5 子どもの権利保障と健やかな育ちの支援

(1) 子どもの権利に関する理解促進

こども家庭庁から示されている「こどもまんなか社会」の実現に向けて理解の促進に努めます。

リーフレットの配布や子どもの権利に関するパネル展の開催など、様々な手法を用いて広報・啓発を行います。また、各種イベントを通じて子どもの権利の普及啓発に取り組みます。

(2) 子どもの意見表明・参加の促進

子どもや若者を権利の主体として尊重することにより、子どもや若者による意見表明の機会の充実や社会参画を促進します。

子どもの意見の反映に向けたガイドラインを作成するとともに、ニーズを的確に踏まえ、より実効性のある施策していくため、教育委員会等と連携を図り、Webアンケートの実施や座談会・インタビュー形式でのヒアリング等の開催など、手法について検討をしていきます。

また、市ホームページにおいて、子ども・若者の声を随時募集し、子ども・若者が、こども施策などの市政について自主的に意見できるようにします。

(3) 子どもの視点に立った居場所づくり

「子どもの居場所づくりに関する指針」に基づき、すべての子どもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、将来にわたって幸せな状態で成長し、社会で活躍していくよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを推進していきます。

第5章

事業計画

1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市町村において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられており、この「教育・保育提供区域」に基づき、同事業計画に「量の見込み」および「確保方策」を記載するとともに、地域型保育事業の認可の際の需給調整を判断することとされています。

本市では、以下の理由から、枕崎市子ども・子育て会議を経て、市内全域を1区域として設定します。

- ア 利用者及び事業者にとってわかりやすい区域設定を行うこと。
- イ 今後の教育・保育需要の変化に対して、施設の整備等への柔軟な対応がされること。
- ウ 居住エリア以外（通勤途中等）での利用ニーズにも柔軟に対応できること。
- エ 計画策定後の事業内容について、各施設・事業を通じて進捗管理を行いやすいうこと。

2 幼児期の学校教育・保育

(1) 教育・保育の支給の認定について

本市では、市内に居住する0～5歳の子どもについて「現在の保育所、幼稚園、こども園の利用状況」に「利用希望」を加味し、国の定める以下の3つの区分で認定します。

【認定区分と提供施設】

認定区分		提供施設
1号認定	3-5歳、幼児期の学校教育（以下「学校教育」という）のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号認定	0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(2) 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」と「確保の内容」

「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」及び「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を以下に定めます。

①学校教育・保育の量の見込み

【量の見込み】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定 + 2号認定 (教育ニーズ)	94	85	83	74	71
うち2号認定 (教育ニーズ)	0	0	0	0	0
2号認定 (保育ニーズ)	232	217	222	199	198
3号認定	160	157	144	136	124
0歳児	41	39	37	34	28
1歳児	62	51	50	47	44
2歳児	57	67	57	55	52
合計	486	459	449	409	393

②学校教育・保育の確保方策

【1号認定 + 2号認定 (教育ニーズ) の確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	94	85	83	74	71
②確保方策 (利用定員数)	265	145	145	145	145
② - ①過不足	171	60	62	71	74

【2号認定 (保育ニーズ) の確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	232	217	222	199	198
②確保方策 (利用定員数)	263	263	263	263	263
② - ①過不足	31	46	41	64	65

【3号認定（0・2歳児）の確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	160	157	144	136	124
②確保方策（利用定員数）	147	147	147	147	147
②-①過不足	▲13	▲10	3	11	23

【3号認定（0歳児）の確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	41	39	37	34	28
②確保方策（利用定員数）	28	28	28	28	28
②-①過不足	▲13	▲11	▲9	▲6	0

【3号認定（1歳児）の確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	62	51	50	47	44
②確保方策（利用定員数）	48	48	48	48	48
②-①過不足	▲14	▲3	▲2	1	4

【3号認定（2歳児）の確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	57	67	57	55	52
②確保方策（利用定員数）	71	71	71	71	71
②-①過不足	14	4	14	16	19

3 保育利用率の目標設定

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定しました。

(1) 保育利用率とは

$$3\text{歳未満の保育利用率} = \frac{3\text{歳未満の利用定員数}}{3\text{歳未満の児童数}}$$

〔子ども・子育て支援法に基づく基本指針第2の二の2（一）〕

保育利用率：満三歳未満の子どもの数全体に占める認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合。

(2) 保育利用率の目標値の設定

現在の利用状況及びニーズ調査により算定した3号に該当する子どもの保育の量の見込みから、令和7年度以降の「保育利用率の目標値」を以下のように設定しました。

各年度における利用定員・推計児童数から算定した「保育利用率」をみると、令和9年度には目標値を達成できる見込みとなっています。

【保育利用率（3号認定）】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率の目標値	73.1%	74.4%	69.2%	69.0%	67.0%
保育利用率	67.1%	69.7%	70.7%	74.6%	79.5%
確保方策（利用定員数）	147	147	147	147	147
推計児童数（3歳未満）	219	211	208	197	185

4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであり、その支援は良質かつ適切なものでなければならないとされています。子ども・子育て支援において、幼児期の教育・保育を担う幼稚園及び保育所等の役割が極めて重要となります。

幼児期の教育・保育の目的が達成されるよう国の告示により定められている「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」並びに「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は、互いに教育・保育の内容の整合が図られています。

また、乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育や発達の連續性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続を図っていくことが重要であることから、幼稚園、保育所、認定こども園などの施設形態の違いを踏まえた上で、それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を生かした運営を促進していきます。

その上で、認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、既存の幼稚園や保育所からの移行や新たな設置について、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえ、適切に普及・促進を図っていきます。

また、保育士、幼稚園教諭、保育教諭その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者に対し、鹿児島県の実施する研修等に関する情報提供を行い、資質向上を図ります。

さらに、児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等については、鹿児島県が行う専門的な知識等を要する施策と密接に関連しており、県と本市は、互いの役割分担や事業の実施状況等を踏まえ、十分に調整・連携の上、取組を進める必要があります。

5 産後の休業及び育児休業後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実強化を図ります。

- ホームページ等を活用した情報提供体制の充実
- 妊娠届出時や乳児家庭全戸訪問事業時における情報提供の充実
- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）における情報提供の充実
- 利用者支援事業における情報提供の充実

6 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容を定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

事業名		掲載ページ
1	利用者支援事業	77
2	地域子育て支援拠点事業	79
3	妊婦健康診査	80
4	乳児家庭全戸訪問事業	81
5	養育支援訪問事業	82
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）	83
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	84
8	一時預かり事業	85
9	延長保育事業	86
10	病児・病後児保育事業	87
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	88
12	子育て世帯訪問支援事業	90
13	妊婦等包括相談支援事業	90
14	乳児等通園支援事業	91
15	産後ケア事業	91
16	実費徴収に係る補足給付を行う事業	92
17	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	92

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【事業概要】

●利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」、「相談」、「利用支援・援助」を行います。

●地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等を行います。

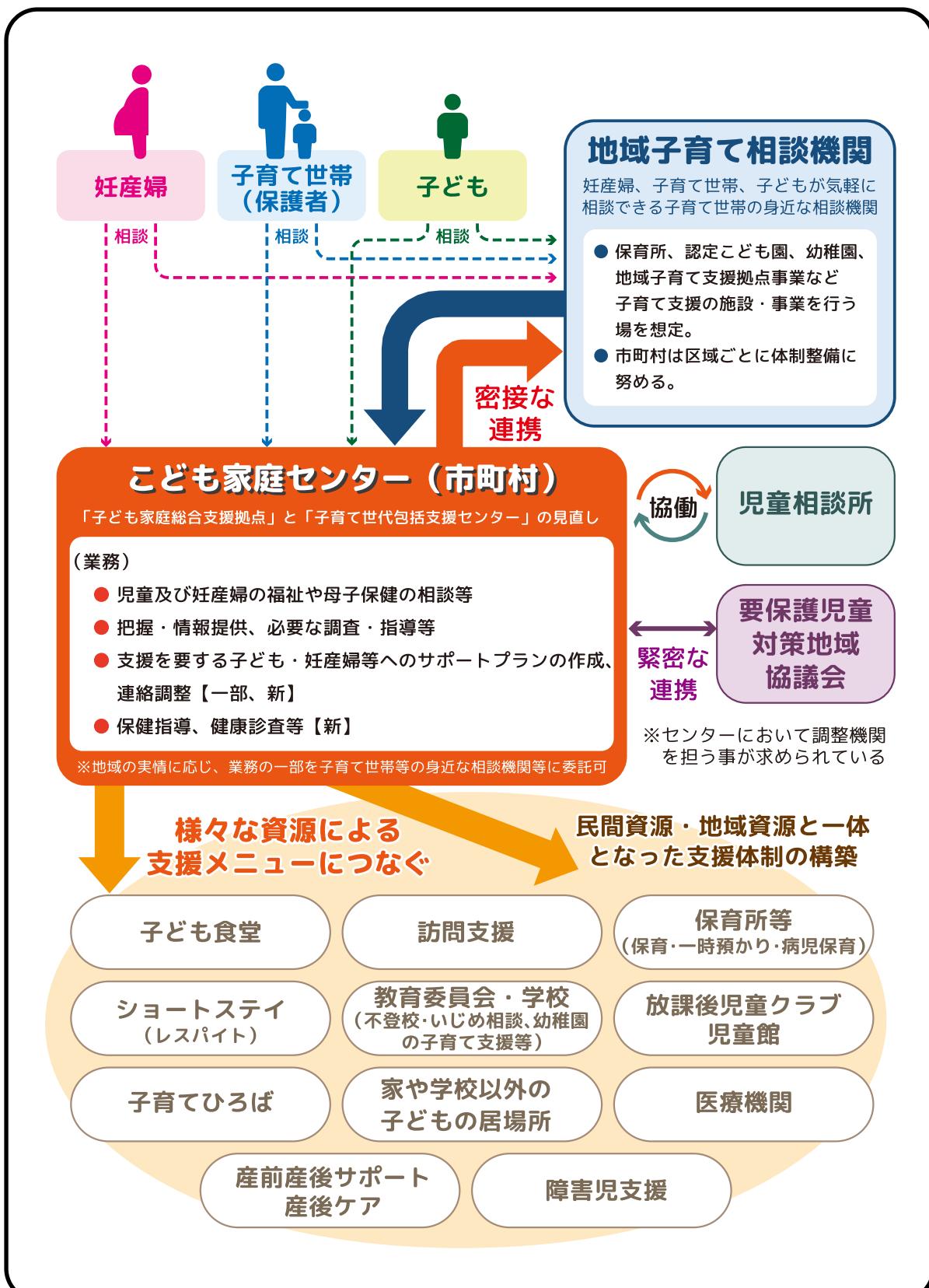
【事業実績】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基本型・特定型【箇所】	0	0	0	0	0
母子保健型【箇所】	1	1	1	1	1

【確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型・特定型 【箇所】	0	0	0	0	0
こども家庭センター型 （子育て世代包括支援センター）【箇所】	1	1	1	1	1

【本市こども家庭センターのイメージ】



(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込みは、利用実績及びニーズ調査等を勘案して算定しました。確保方策については、現状の体制で必要量が確保できます。

【事業実績】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数【人】	3,456	2,295	3,028	3,314	2,893
実施箇所	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人】	2,400	2,333	2,300	2,165	2,030
確保方策	②【人】	2,400	2,333	2,300	2,165
	【箇所】	1	1	1	1
過不足② - ①	0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込みは、利用実績及び人口動態等を勘案して算定しました。確保方策については、現状の体制で必要量が確保できます。

【事業実績】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績【人】	149	138	136	101	95

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人】	70	68	65	60	56
確保方策	②【人】	70	68	65	60
	【受診券配布窓口】	1	1	1	1
過不足②-①	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込みは、利用実績及び人口動態等を勘案して算定しました。確保方策については、現状の体制で必要量が確保できます。

【事業実績】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問数【人】	103	81	85	70	62

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人】	70	68	65	60	56
②確保方策【人】	70	68	65	60	56
過不足② - ①	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込みは、利用実績及び人口動態等を勘案して算定しました。確保方策については、現状の体制で必要量が確保できます。

【事業実績】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問数【人日】	31	22	24	20	75

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人日】	80	70	70	60	60
②確保方策【人日】	80	70	70	60	60
過不足②-①	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

量の見込みは、利用実績及びニーズ調査等を勘案して算定しました。確保方策については、現状の体制で必要量が確保できます。

【事業実績】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数【人日】	4	17	37	0	41
施設数【箇所】	3	2	2	0	1

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人日】	27	27	27	27	27
確保方策	②【人日】	27	27	27	27
	【対応箇所】	4	4	4	4
過不足②-①	0	0	0	0	0

単位：人日…年間の利用人数×利用日数

※夜間養護等事業は本市では実施していません。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込みは、利用実績及びニーズ調査等を勘案して算定しました。確保方策については、現状の体制で必要量が確保できます。

【事業実績】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数【人】	175	131	133	120	118
施設数【箇所】	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人日】	122	117	95	97	89
確保方策	②【人日】	122	117	95	97
	【対応箇所】	1	1	1	1
過不足②-①	0	0	0	0	0

単位:人日…年間の延べ日数

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として雇用において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

量の見込みは、利用実績及びニーズ調査等を勘案して算定しました。確保方策については、現状の体制で必要量が確保できます。

【事業実績】

区 分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
幼稚園型	1号認定	【人日】	2,121	1,606	1,475	1,379
	2号認定	【人日】	0	0	0	0
	施設数	【箇所】	2	2	2	2

区 分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
一般型	【人日】	1,054	941	902	738	708
	【箇所】	9	9	9	9	9

【量の見込みと確保方策】

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み	①幼稚園型（1号認定）【人日】	2,172	1,940	1,940	1,708	1,631
	②幼稚園型（2号認定）【人日】	0	0	0	0	0
	③一般型【人日】	1,581	1,452	1,421	1,296	1,223
確保 方策	幼稚園型	④【人日】	2,172	1,940	1,940	1,708
		【施設】	2	2	2	2
	一般型	⑤【人日】	1,581	1,452	1,421	1,296
		【施設】	9	8	8	8
過不足	幼稚園型④ - (① + ②)	0	0	0	0	0
	一般型⑤ - ③	0	0	0	0	0

単位:人日…年間の利用人数×利用日数

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

量の見込みは、利用実績及びニーズ調査等を勘案して算定しました。確保方策については、現状の体制で必要量が確保できます。

【事業実績】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数【人】	184	166	164	170	152
施設数【箇所】	7	7	7	7	7

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人】	137	127	125	115	111
確保方策	②【人】	137	127	125	115
	【対応箇所】	7	7	7	7
過不足②-①	0	0	0	0	0

※単位:人…年間の利用実人数

(10) 病児・病後児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

量の見込みは、利用実績及びニーズ調査等を勘案して算定しました。確保方策については、現状の体制で必要量が確保できます。

【事業実績】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数【人日】	339	193	261	264	344
施設数【箇所】	1	1	1	1	1

※病児保育のみ 体調不良児は除く

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人日】	332	308	303	279	266
確保方策	②【人日】	332	308	303	279
	【箇所】	1	1	1	1
過不足②-①	0	0	0	0	0

※病児保育のみ 体調不良児は除く

単位:人日…年間の利用人数×利用日数

他1保育園で体調不良児保育を実施しています。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により専門家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込みは、利用実績及びニーズ調査等を勘案して算定しました。確保方策については、現状の体制で必要量が確保できます。

【事業実績】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①利用者数【人】	333	299	277	320	281
1年生【人】	98	69	75	94	68
2年生【人】	70	94	61	71	81
3年生【人】	73	46	65	56	49
4年生【人】	41	54	29	23	30
5年生【人】	39	24	29	23	30
6年生【人】	12	12	18	19	17
施設数【箇所】	5	5	5	5	4

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人】	289	275	238	235	215
低学年【人】	215	204	166	171	154
高学年【人】	74	71	72	64	61
確保方策	②【人】	289	275	238	235
	【箇所】	4	5	5	5
過不足②-①		0	0	0	0

※単位：人…年間の利用実人数

■「新・放課後子ども総合プラン」終了後における放課後児童対策について

令和5年度をもって「新・放課後子ども総合プラン」は終了しましたが、すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごせるよう、引き続き、計画的に放課後児童対策を推進していきます。

●放課後子ども教室の実施について

放課後子ども教室を希望する学校区を調査し、福祉部局及び教育委員会が学校関係者や地域の方々と連携を図りながら検討を進めています。

●放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

現在実施している放課後児童クラブ又は保護者等の要望を聴き、福祉部局と教育委員会・学校関係者で十分な協議を行い、検討を進めています。

●放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

小学校内での放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施にあたっては、実施主体である福祉部局と教育委員会の間で課題などについて情報共有を図り、十分な協議を踏まえ、実施における責任体制を明確にしたうえで運用ルール等を策定していきます。

●特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

障害等により特別な配慮を必要とする児童に対する支援方法等に関する研修の実施、又は研修への参加を促進していきます。

●事業の質の向上に関する方策

放課後児童支援員等の資質向上のための研修の実施、又は研修への参加を促進し、支援の質の向上を図ります。また適切な放課後児童クラブの運営に資するため、実地指導等を行っていきます。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【量の見込みと確保方策】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【延べ人数】	24	23	22	21	20	19
②確保方策【延べ人数】	24	23	22	21	20	19
過不足②-①	0	0	0	0	0	0

※令和6年度は実績値

(13) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的としています。

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	妊娠届出数	70	68	65	60	56
	1組あたり面談回数【回】	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数【回】	210	204	195	180	168
確保方策	こども家庭センター※【回】	1	1	1	1	1
	上記以外で業務委託【回】	0	0	0	0	0

※こども家庭センター未設置自治体では、その代替となる拠点

(14) 乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

【量の見込みと確保方策】

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み（延べ人数）【人日】	4	3	3	3	3
	確保方策（延べ人数）【人日】	0	3	3	3	3
1歳児	量の見込み（延べ人数）【人日】	2	2	2	1	1
	確保方策（延べ人数）【人日】	0	2	2	2	2
2歳児	量の見込み（延べ人数）【人日】	1	1	1	1	1
	確保方策（延べ人数）【人日】	0	2	2	2	2

(15) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）【人日】	31	30	29	26	25
確保方策（延べ人数）【人日】	31	30	29	26	25

(16) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

①日用品・文房具等に要する費用の補助

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

②副食材料費に要する費用の補助

世帯の所得状況を勘案して、施設等利用給付認定の1号認定子どもが新制度未移行幼稚園を利用した場合に食事の提供の支払いにかかる実費徴収額に対して認定保護者にその費用を補助します。

(17) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

第6章

計画の推進

1 計画の推進体制

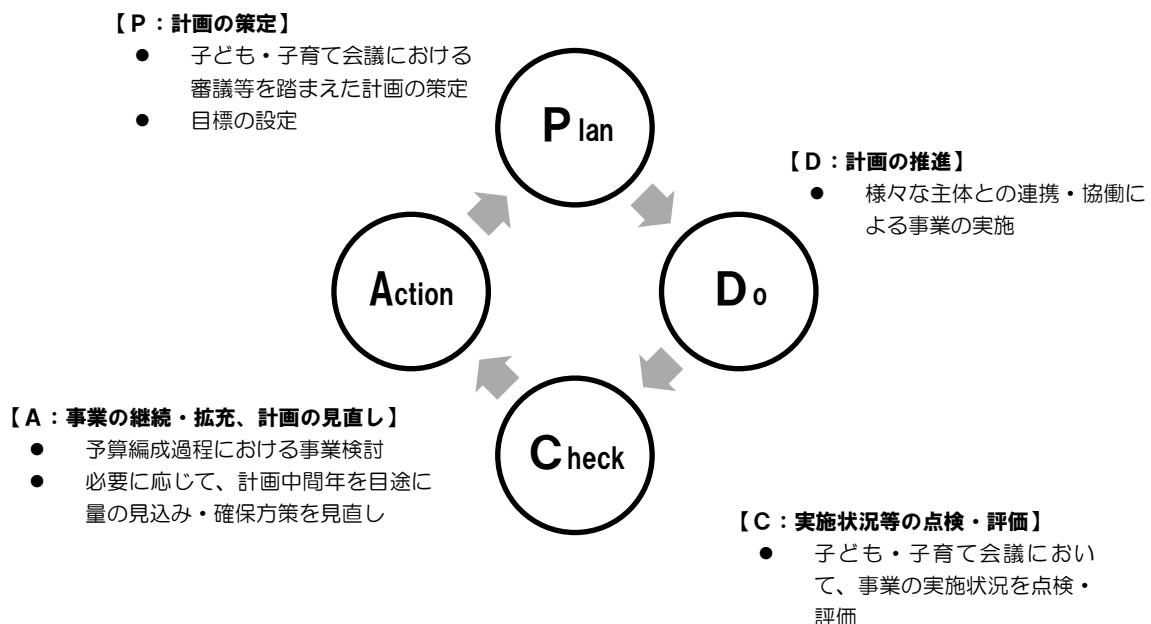
本計画は、庁内関係各課、関係機関団体と連携して推進を図るとともに、市内の教育・保育事業者、学校、事業所、住民と連携及び協働を推進し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組みます。

2 進捗状況の管理

本市における子ども・子育て支援施策の推進に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え、事業計画全体の成果についても「枕崎市子ども・子育て会議」で点検・評価をしていきます。

また利用者の視点に立った事業の提供を図るため、各種指標を設定し、年度ごとの点検・評価を行い、施策の改善に努めます。

【PDCAサイクルのイメージ】



資 料 編

資料編

1 枕崎市子ども・子育て会議条例

平成26年3月14日条例第9号

枕崎市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、枕崎市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員17人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 枕崎市報酬及び費用弁償条例（昭和31年枕崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

2 枕崎市子ども・子育て会議委員名簿

【任期：令和6年6月9日～令和8年6月8日】

	委員名	所属団体等の名称及び役職	選出区分
1	永野 美穂	長野幼稚園 園長	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
2	朝倉 文昭	枕崎幼稚園 園長	
3	俵積田 圭	まくらざき保育園 園長	
4	下窪 健太郎	妙見保育園 園長	
5	小湊 泰介	火の神保育園 副園長	
6	岩下 修一	富士保育園 園長	
7	今給黎 富士子	第2ふじ保育園 園長	
8	酒匂 みゆき	立神 海の風こども園 園長	
9	俵積田 恵美子	べっぴ里山こども園 副園長	
10	大脇 治樹	枕崎市子育てサポートセンター NPO法人子育てふれあいグループ自然花 理事長	子どもの保護者
11	川野 いずみ	母子保健推進員代表	
12	道野 美智子	子育て支援センター「キッズ」	
13	福元 勇一郎	市保育園等保護者代表	その他市長が必要と認める者
14	木場 莉沙	市幼稚園保護者代表	
15	畠中 勇樹	市PTA連絡協議会 会長	
16	俵積田 修治	市民生委員・児童委員連絡協議会 主任児童委員	
17	豊留 みちよ	母親クラブ「のはら」代表	
18	新留 真美子	母子寡婦会 会長	

◎会長：俵積田 恵美子 ○副会長：朝倉 文昭

